

**豊郷町**

**高齢者保健福祉計画および**

**第9期介護保険事業計画**

令和6年3月

**豊 郷 町**



---

## 目 次

---

|                                |           |
|--------------------------------|-----------|
| <b>第1章 はじめに</b> .....          | <b>1</b>  |
| 1 計画策定の趣旨 .....                | 1         |
| 2 計画の位置づけ.....                 | 2         |
| 3 計画の期間 .....                  | 3         |
| 4 計画の策定体制 .....                | 3         |
| <b>第2章 高齢者を取り巻く現状と課題</b> ..... | <b>4</b>  |
| 1 高齢者の現状 .....                 | 4         |
| 2 アンケート調査の概要と結果からみる課題.....     | 7         |
| 3 第8期計画の進捗評価結果 .....           | 12        |
| 4 計画策定にあたっての課題 .....           | 14        |
| <b>第3章 計画の基本方針</b> .....       | <b>15</b> |
| 1 計画の基本理念 .....                | 15        |
| 2 計画の基本目標 .....                | 16        |
| 3 地域包括ケアシステムの深化・推進.....        | 17        |
| 4 施策の体系 .....                  | 20        |
| <b>第4章 高齢者保健福祉計画</b> .....     | <b>21</b> |
| 基本目標1 包括的な支援の仕組みづくり.....       | 21        |
| 基本目標2 健康でいきいき暮らせる地域づくりの推進..... | 24        |
| 基本目標3 安全・安心で尊厳のある暮らしの実現.....   | 29        |
| 基本目標4 地域での暮らしを支える支援の充実 .....   | 32        |
| <b>第5章 介護保険事業計画</b> .....      | <b>35</b> |
| 1 介護保険料の計算の流れ.....             | 35        |
| 2 日常生活圏域の設定 .....              | 36        |
| 3 人口・認定者数の推計 .....             | 36        |
| 4 介護保険サービスの量の見込み.....          | 39        |
| 5 総給付費の推計 .....                | 41        |
| 6 標準給付費等の見込み .....             | 43        |
| 7 第1号被保険者の介護保険料 .....          | 45        |
| <b>第6章 計画の推進体制</b> .....       | <b>51</b> |
| 1 計画の推進体制の整備 .....             | 51        |
| 2 計画の進行管理と評価・点検 .....          | 51        |
| 3 SDGs(持続可能な開発目標)との関係 .....    | 52        |
| <b>資料編</b> .....               | <b>53</b> |



# 第1章 はじめに

## 1 計画策定の趣旨

令和5年4月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した推計によれば、わが国の総人口は長期の減少過程に入っており、令和13年に1億2,000万人を下回った後も減少を続け、令和38年には9,965万人、令和52年には8,700万人になると推計されています。

一方65歳以上の高齢者については、団塊の世代が75歳以上となる令和7年に3,653万人に達し、令和25年に3,953万人でピークを迎えると推計されています。

そうした中で、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年頃にかけて、高齢者等を支える現役世代の人口が大きく減少する一方で、特に介護需要が高まる85歳以上人口については、1,000万人を超えることが想定されています。

こうした人口の規模・構造の変化を背景として、介護保険制度を含めた社会保障制度全体の安定的・持続的運営が危惧される状況になっており、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるための「地域包括ケアシステム」を、令和7年を目途に構築し、将来の介護需要等の急増に対応していくことが当面の大きな課題となっています。

地域包括ケアシステムは、限りある社会資源を効率的・効果的に活用しながら、介護サービスのみならず医療、介護、介護予防、住まい、自立した日常生活支援を包括的に確保するもので、各地域の実情に応じて深化・推進していくことが重要とされています。

国ではこれを、令和7年までに構築することを地方自治体等に求めており、本計画の期間は地域包括ケアシステムの深化・推進の総仕上げの期間としても重要となります。

これまで本町では、令和3年3月に策定した「豊郷町高齢者保健福祉計画および第8期介護保険事業計画」を指針として、住民・事業者・行政等が協働で高齢者保健福祉の充実に取り組んできました。

特に、すべての高齢者が必要な医療と介護サービスを継続的・一体的に受けられ、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるための「地域包括ケアシステム」については、第8期計画における重点施策として位置づけ、その確立と充実に向けた取組を推進してきたところです。

一方で、本町では高齢者人口については一旦ピークを迎えつつあるものの、介護需要につながりやすい85歳以上の高齢者については令和22年にかけて増加していくことが想定されます。

こうした中長期的な高齢者人口の動向をとらえる視点や、国・県の計画や方針に加え、前計画の実績や住民のニーズ、地域の特性等を踏まえ、令和6年度～令和8年度を計画期間とする『豊郷町高齢者保健福祉計画および第9期介護保険事業計画』を策定することとします。

## 2 計画の位置づけ

### (1) 法令の根拠

本計画は、老人福祉法第20条の8第1項に規定された「市町村老人福祉計画」、介護保険法第117条に規定された「市町村介護保険事業計画」について、介護保険法第117条第1項の規定により一体的に策定するものです。

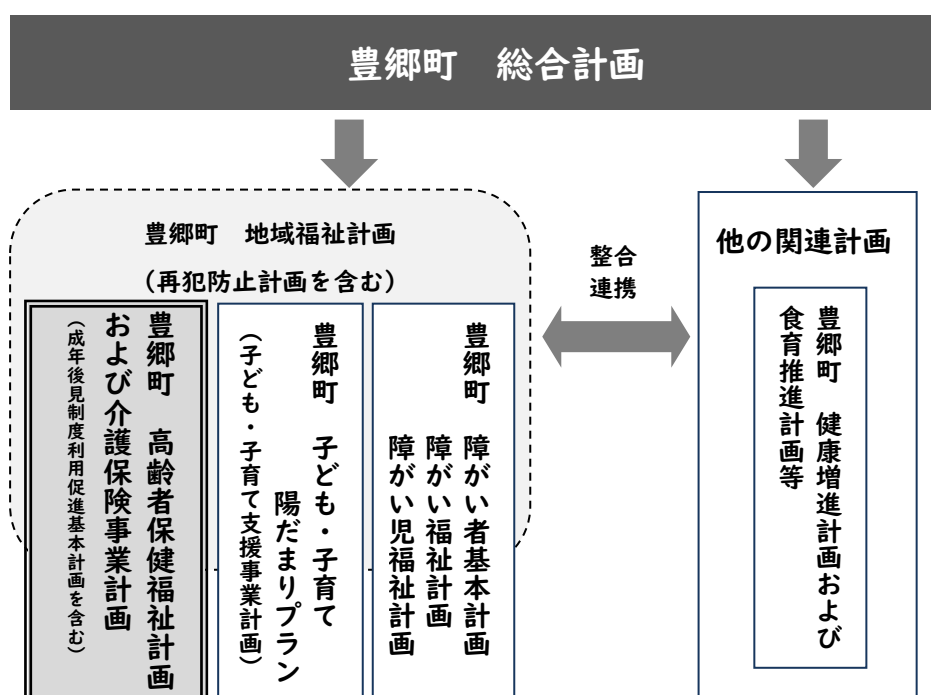
|                        |                                                                                         |
|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 老人福祉法<br>第20条の8<br>第1項 | 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。 |
| 介護保険法<br>第117条<br>第1項  | 市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。  |

また本計画には、成年後見制度利用促進法第14条第1項に規定された「成年後見制度利用促進基本計画」についても、包含する計画として策定します。

|                                |                                                                                                                              |
|--------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 成年後見制度<br>利用促進法<br>第14条<br>第1項 | 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見制度等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 |
|--------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### (2) 他の計画等との関係

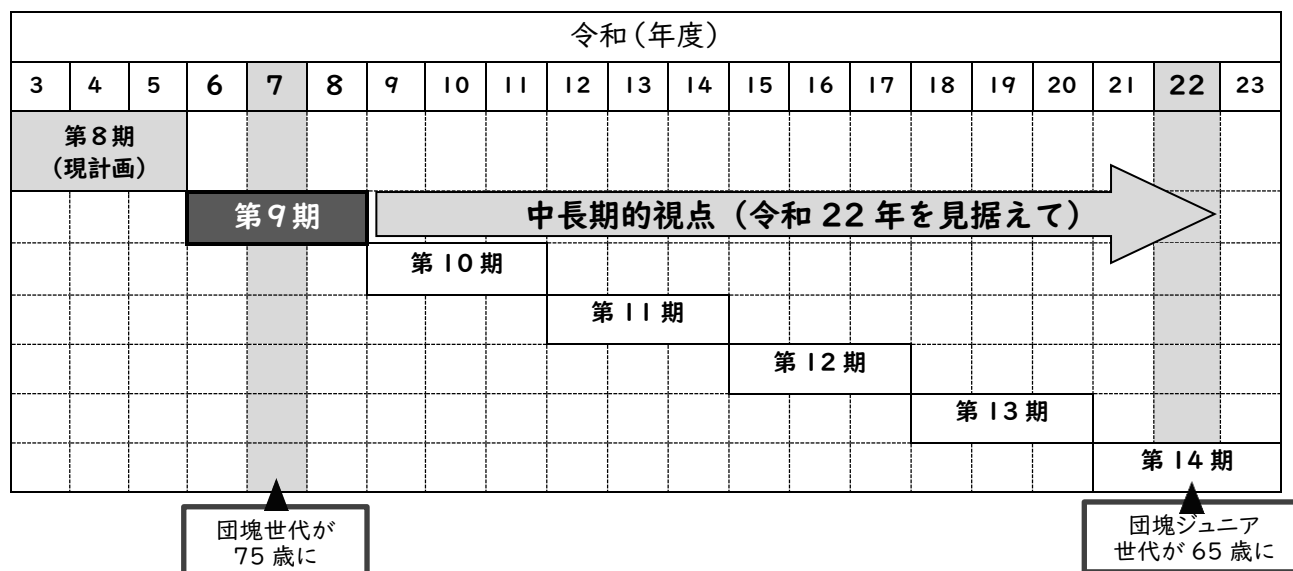
本計画は、「豊郷町総合計画」を上位計画とする、本町の高齢者保健福祉分野の部門別計画と位置づけ、町の福祉関連計画等との整合性を図りながら策定します。



### 3 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間です。

ただし、本計画は、団塊ジュニア世代が65歳以上となり、現役世代の急減が想定される令和22年を見据えた中長期的視点を踏まえ、検討・策定していく必要があります。



### 4 計画の策定体制

#### (1) 高齢者に関するアンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、高齢者の生活実態の把握、高齢者福祉サービスや介護保険サービスの円滑な運営等に向けて、アンケート調査を実施しました。

※結果の概要は第2章に掲載

#### (2) 策定委員会等での計画の検討

本計画の策定にあたり、被保険者の代表、福祉に関する事業に従事する方、医療に従事する方、識見を有する方等、様々な立場にある委員で構成する「豊郷町介護保険事業計画策定委員会」を組織し、審議を行いました。

#### (3) パブリックコメントの実施

町民の意見や要望を本計画に十分に反映させるため、パブリックコメント(意見公募)を実施しました。

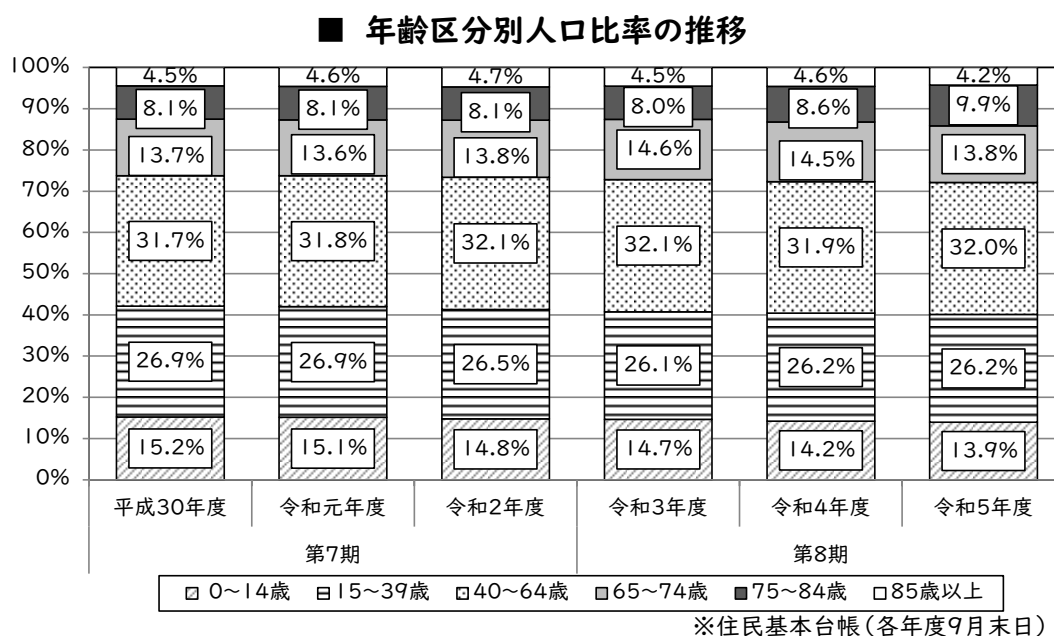
## 第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

### Ⅰ 高齢者の現状

#### (1) 人口の概況

本町の総人口は令和元年度以降減少しており、令和5年度には7,199人となっています。年齢区分別にみると、40～64歳（第2号被保険者）が2,303人（32.0%）、65歳以上（第1号被保険者）が2,009人で、高齢化率は27.9%となっています。

65歳以上の高齢者については平成30年以降一貫して増加していますが、内訳をみると、75～84歳が令和4年度以降大きく増加しています。



#### ■ 人口の推移

| (単位: 人) | 第7期    |        |        | 第8期    |        |        |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|         | 平成30年度 | 令和元年度  | 令和2年度  | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度  |
| 総人口     | 7,340  | 7,357  | 7,348  | 7,275  | 7,212  | 7,199  |
| 0～14歳   | 1,115  | 1,113  | 1,085  | 1,068  | 1,027  | 1,004  |
| 15～39歳  | 1,976  | 1,976  | 1,950  | 1,898  | 1,888  | 1,883  |
| 40～64歳  | 2,324  | 2,337  | 2,356  | 2,332  | 2,298  | 2,303  |
| 65歳以上   | 1,925  | 1,931  | 1,957  | 1,977  | 1,999  | 2,009  |
| 65～74歳  | 1,006  | 997    | 1,017  | 1,064  | 1,049  | 992    |
| 75～84歳  | 592    | 598    | 597    | 584    | 621    | 712    |
| 85歳以上   | 327    | 336    | 343    | 329    | 329    | 305    |
| 人口 構成比  | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |
| 0～14歳   | 15.2%  | 15.1%  | 14.8%  | 14.7%  | 14.2%  | 13.9%  |
| 15～39歳  | 26.9%  | 26.9%  | 26.5%  | 26.1%  | 26.2%  | 26.2%  |
| 40～64歳  | 31.7%  | 31.8%  | 32.1%  | 32.1%  | 31.9%  | 32.0%  |
| 65歳以上   | 26.2%  | 26.2%  | 26.6%  | 27.2%  | 27.7%  | 27.9%  |
| 65～74歳  | 13.7%  | 13.6%  | 13.8%  | 14.6%  | 14.5%  | 13.8%  |
| 75～84歳  | 8.1%   | 8.1%   | 8.1%   | 8.0%   | 8.6%   | 9.9%   |
| 85歳以上   | 4.5%   | 4.6%   | 4.7%   | 4.5%   | 4.6%   | 4.2%   |

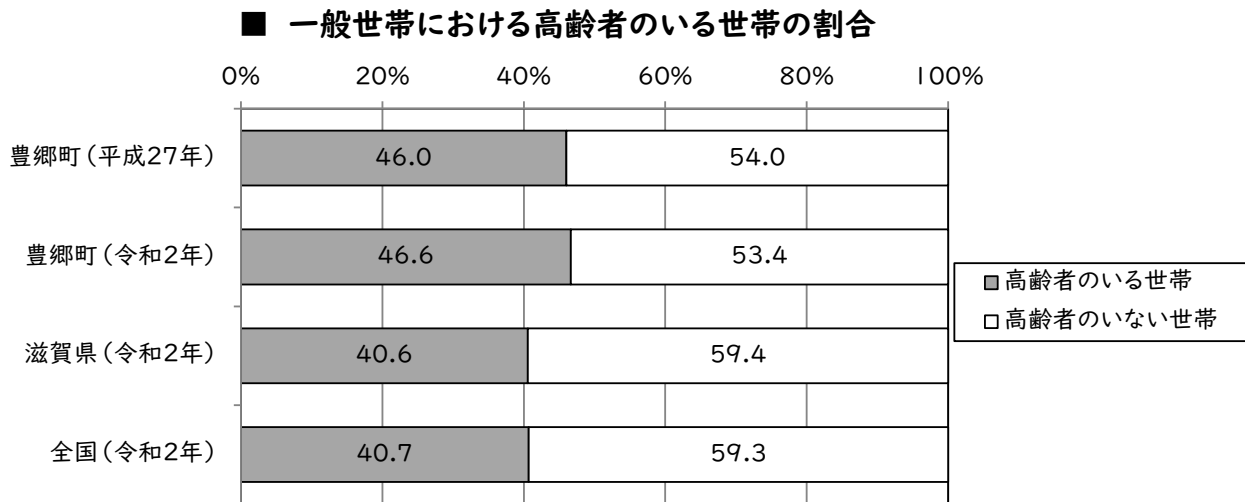
※住民基本台帳（各年度9月末日）



## (2) 世帯の概況

令和2年の一般世帯のうち高齢者のいる世帯の状況についてみると、高齢者のいる世帯が占める割合は46.6%と、全国・滋賀県の水準を上回っています。

また、一般世帯のうち高齢者のいる世帯についてみると、その他の親族同居世帯の割合が、全国、滋賀県の水準と比べ高くなっています。



※国勢調査 (平成 27 年、令和2年)

※「一般世帯」は総世帯から施設等の世帯 (寮、病院、社会施設等) を除いた世帯

## ■ 高齢者のいる世帯の状況

| 単位：世帯 | 一般世帯数                  | 高齢者のいる世帯              |                       |                      |                      |                      |                   |
|-------|------------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-------------------|
|       |                        |                       | 単独世帯・親族世帯             |                      |                      | 非親族世帯                |                   |
|       |                        |                       | 単独世帯                  | 夫婦のみ世帯               | その他の親族同居世帯           |                      |                   |
| 豊郷町   | 2,610<br>(100.0%)      | 1,217<br>(46.6%)      | 1,206<br>(46.2%)      | 282<br>(10.8%)       | 323<br>(12.4%)       | 601<br>(23.0%)       | 11<br>(0.4%)      |
| 滋賀県   | 570,529<br>(100.0%)    | 231,504<br>(40.6%)    | 230,197<br>(40.3%)    | 53,625<br>(9.4%)     | 73,220<br>(12.8%)    | 103,352<br>(18.1%)   | 1,307<br>(0.2%)   |
| 全国    | 55,704,949<br>(100.0%) | 22,655,031<br>(40.7%) | 22,524,170<br>(40.4%) | 6,716,806<br>(12.1%) | 6,848,041<br>(12.3%) | 8,959,323<br>(16.1%) | 130,861<br>(0.2%) |

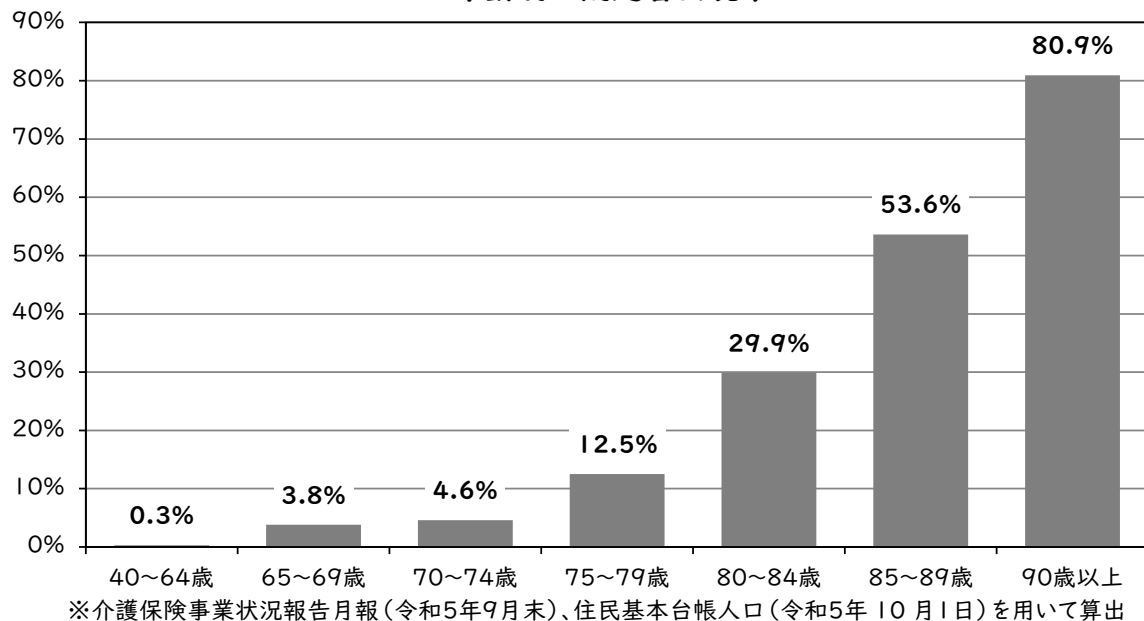
※国勢調査 (令和2年)

### (3) 認定者の概況

本町の認定者数は平成 30 年度の 379 人から令和4年度の 407 人まで増加し、令和5年度には減少に転じ 393 人となっています。また、高齢者人口に対する認定率については、平成 30 年度の 19.7%から、令和5年度には 19.6%となっています。

年齢別人口に対する認定者の割合（出現率）をみると、高齢になるほど、とりわけ 85 歳以上で割合が高くなっており、65～69 歳の 3.8%に対し 85～89 歳では 53.6%と、概ね2人に1人が認定者となっています。

■ 年齢別の認定者出現率



■ 認定者数の推移

| (単位:人)  | 第7期    |        |        | 第8期    |        |        |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|         | 平成30年度 | 令和元年度  | 令和2年度  | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度  |
| 認定者数    | 379    | 382    | 386    | 397    | 407    | 393    |
| 要支援1    | 24     | 31     | 37     | 45     | 51     | 31     |
| 要支援2    | 31     | 33     | 39     | 35     | 34     | 41     |
| 要介護1    | 63     | 61     | 59     | 65     | 78     | 84     |
| 要介護2    | 83     | 79     | 80     | 87     | 97     | 83     |
| 要介護3    | 76     | 73     | 70     | 79     | 66     | 69     |
| 要介護4    | 66     | 64     | 65     | 50     | 50     | 53     |
| 要介護5    | 36     | 41     | 36     | 36     | 31     | 32     |
| 認定者 構成比 | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |
| 要支援1    | 6.3%   | 8.1%   | 9.6%   | 11.3%  | 12.5%  | 7.9%   |
| 要支援2    | 8.2%   | 8.6%   | 10.1%  | 8.8%   | 8.4%   | 10.4%  |
| 要介護1    | 16.6%  | 16.0%  | 15.3%  | 16.4%  | 19.2%  | 21.4%  |
| 要介護2    | 21.9%  | 20.7%  | 20.7%  | 21.9%  | 23.8%  | 21.1%  |
| 要介護3    | 20.1%  | 19.1%  | 18.1%  | 19.9%  | 16.2%  | 17.6%  |
| 要介護4    | 17.4%  | 16.8%  | 16.8%  | 12.6%  | 12.3%  | 13.5%  |
| 要介護5    | 9.5%   | 10.7%  | 9.3%   | 9.1%   | 7.6%   | 8.1%   |
| 認定率     | 19.7%  | 19.8%  | 19.7%  | 20.1%  | 20.4%  | 19.6%  |

※介護保険事業状況報告月報（各年度9月末）

## 2 アンケート調査の概要と結果からみる課題

### (1) 調査の目的

本計画の策定にあたり、町内の高齢者の皆様の生活や健康の実態等を把握し、これを計画策定の基礎資料とするために、2種類のアンケート調査を実施しました。

### (2) 実施概要

#### 〔調査の対象者と配布数〕

| 調査名               | 対象象                | 配布数   | 回収数 | 回収率   |
|-------------------|--------------------|-------|-----|-------|
| ①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 | 65歳以上の<br>要介護認定者以外 | 1,668 | 983 | 58.9% |
| ②在宅介護実態調査         | 在宅の要介護認定者          | 236   | 106 | 44.9% |

#### 〔調査方法等〕

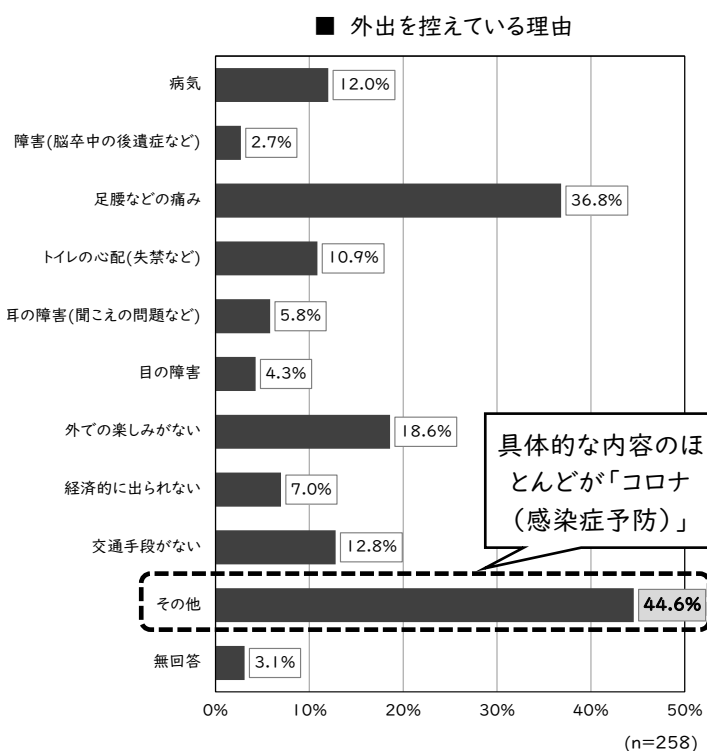
| 調査方法       | 抽出基準日      | 調査期間   |
|------------|------------|--------|
| 郵送による配布・回収 | 令和5年1月1日時点 | 令和5年1月 |

### (3) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果からみる課題

#### ①外出について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等により、高齢の方や要支援認定を受けている方等を中心に、外出が抑制されている実態がみられます。

外出は買い物や通院といった地域で生活を営むための手段というだけでなく、社会参加や介護予防につながる重要な要素であることから、移動手段の確保に加え、外出の機会づくりの検討が求められます。



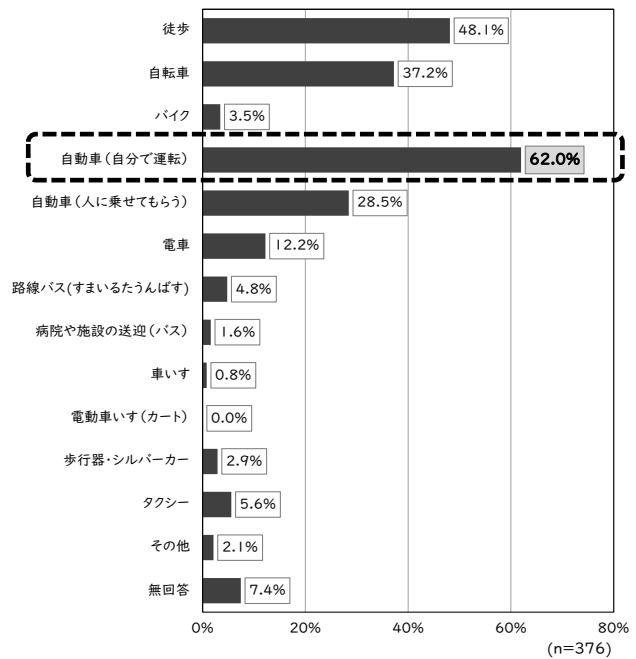
## ②移動手段について

外出する際の移動手段の中心が「自動車」となっている中、85 歳以上や認知機能低下のリスクがみられる方も、一定数が自動車を自分で運転している実態がみられます。

運転免許返納後の対応として「すまいるたうんばす」等の移送サービス等を継続・充実するとともに、こうした移送サービス等に関するさらなる情報発信が必要です。

### ■ 外出する際の移動手段

※生活機能評価の「認知機能低下」に該当する方のみ

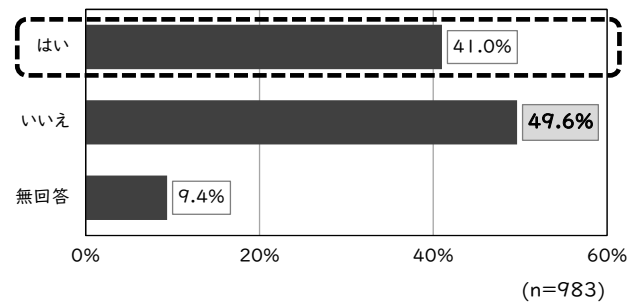


## ③就労について

国において、高齢者が年齢に関わりなく働き続けることができる「生涯現役社会の実現」をめざして様々な取組が進められている中で、本町においては前期高齢者を中心に、多くの方が就労意欲を持っていることがわかります。

こうした意欲のある高齢者が、豊富な経験や技術を活かし働き続けることができるように、企業等に働きかける等、地域における多様な就業機会を確保していく必要があります。

### ■ 今後働きたいか



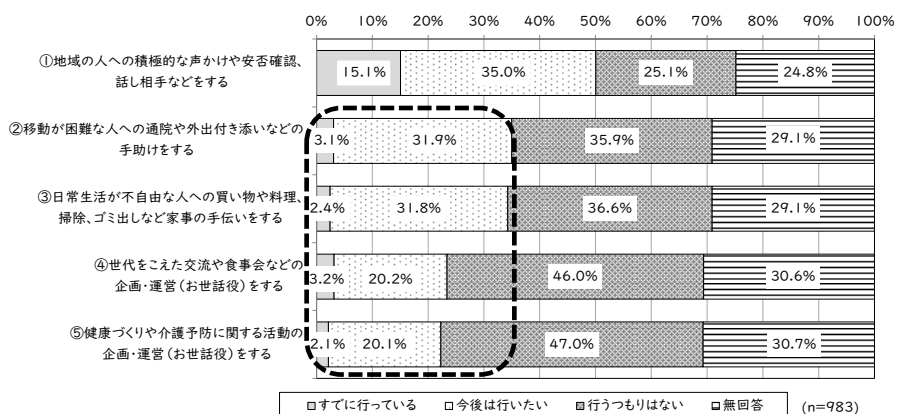
## ④地域の活動について

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響で、外出が抑制されてきたこともあり、地域における様々な活動における実際の参加状況と、参加意欲の間に大きなギャップがみられます。

人口減少や高齢化が進む中で、高齢者は地域の貴重な人材であることを踏ま

え、様々な活動の機会づくりや情報提供、活動団体や事業者とのマッチング支援といった、活動しやすい環境づくりの取組が、引き続き求められます。

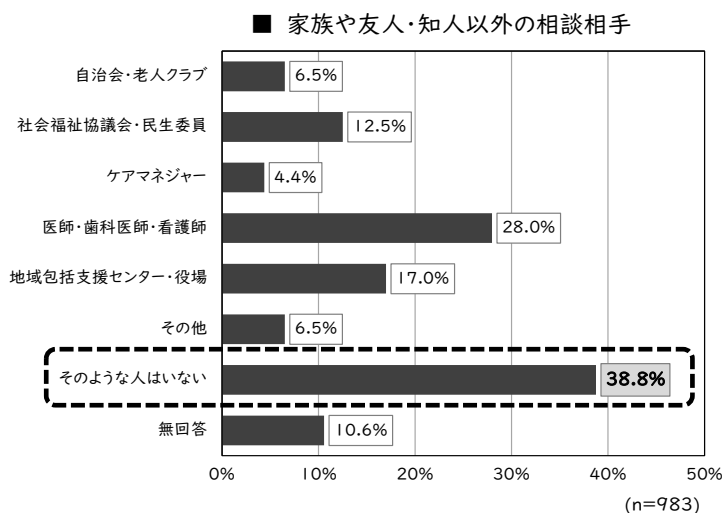
### ■ 実際に行っている地域の活動



## ⑤地域のつながりについて

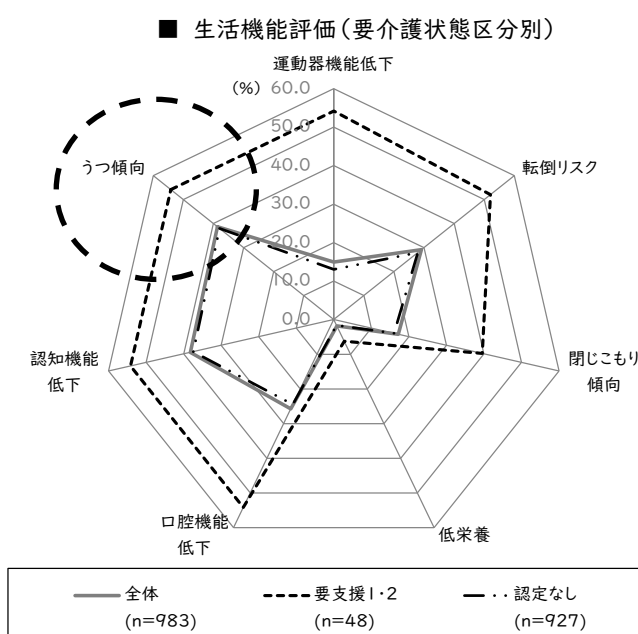
若い世代との交流や近所や地域での助けあいを望む方がいる一方で、前期高齢者を中心に家族・友人以外には相談相手がないという方も一定数みられます。

地域とのつながりが薄い方等が災害時などの緊急時を含めて孤立しないように、改めて地域のつながりを強めていくことが求められます。



## ⑥健康について

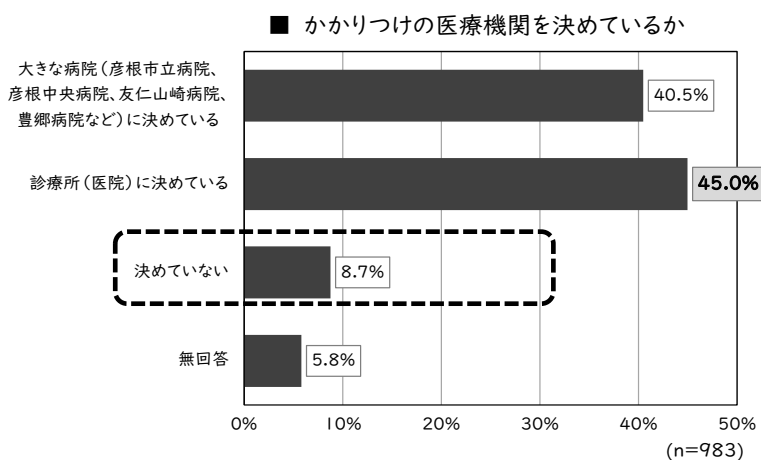
「うつ傾向」のリスクに該当する方が4割近くみられる中で、こうしたリスクは主観的な幸福感の低下につながる傾向がみられることも踏まえ、身体的な健康づくりだけでなく、心のケアや精神的な健康状態の改善に向けた取組の検討も求められます。



## ⑦医療について

身近で頼りになる医師として、「かかりつけ医」等を持つことが厚生労働省等から推奨されている中で、「かかりつけ医」等を決めていない方が豊郷町でも一定数みられます。

特に前期高齢者等を中心に、かかりつけ医等を持つことのメリットを周知するための、一層の取組が求められます。

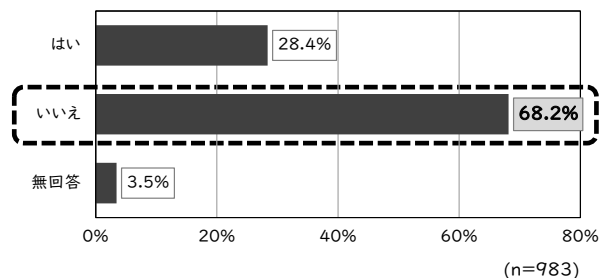


## ⑧認知症について

認知機能の低下のリスクを有する方が4割弱となっている一方で、認知症に関する相談窓口の周知が進んでいない状況がみられます。

住民が認知症について自分ごととして捉え、認知機能低下を抑制するために、必要な情報や知識を得るための機会づくりや情報発信の取組が求められます。

■ 認知症に関する相談窓口を知っているか

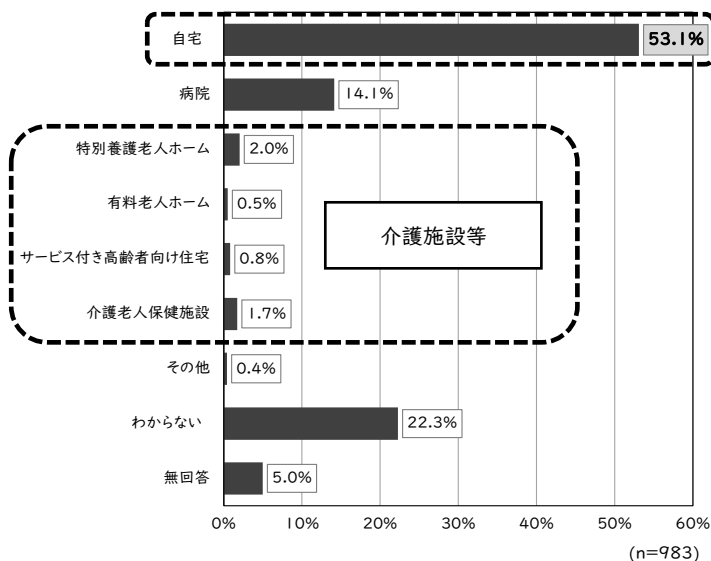


## ⑨在宅での暮らしの継続等について

多くの方が人生の最後においても、自宅で過ごすことを希望されている一方で、その実現が可能であると言い切れない実態がみられます。

町独自の介護予防のサービスである地域支援事業により、健康寿命等の延伸につなげるとともに、介護・医療の連携など、地域包括ケアシステムの充実を進め、人生の最後まで希望する生活を実現できるような支援体制の構築が求められます。

■ 人生の最期をどこで迎えたいか



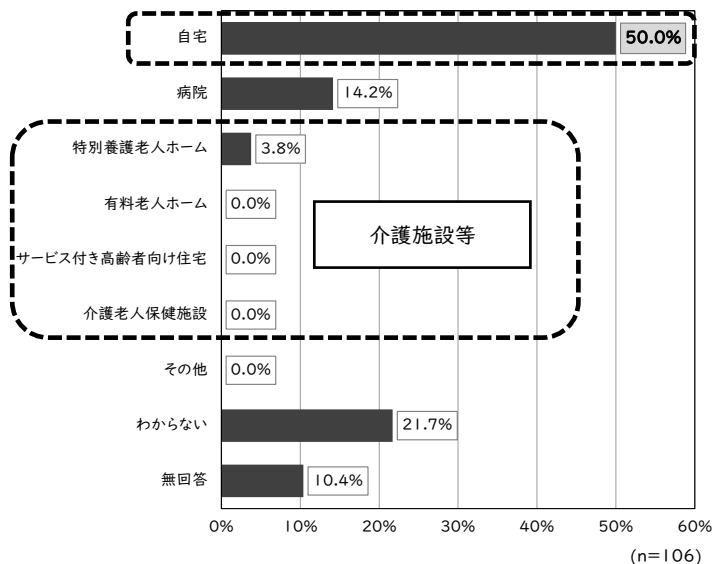
## (4) 在宅介護実態調査の結果からみる課題

### ①在宅での暮らしの継続について

「介護施設等」での療養を希望する方が1割に満たない一方で、施設等への入所・入居の検討や申し込みをしている方は3割を超えており、ニーズと現実にギャップが生じています。

こうした実態を踏まえつつ、住民のニーズに可能な限り応え、介護者の負担軽減を図る観点からも、改めて介護保険サービスの利用方法等を周知するとともに、「移送サービス」「外出同行」といった必要なサービス等の提供を継続・充実していくことが求められます。

■ 人生の最期をどこで迎えたいか



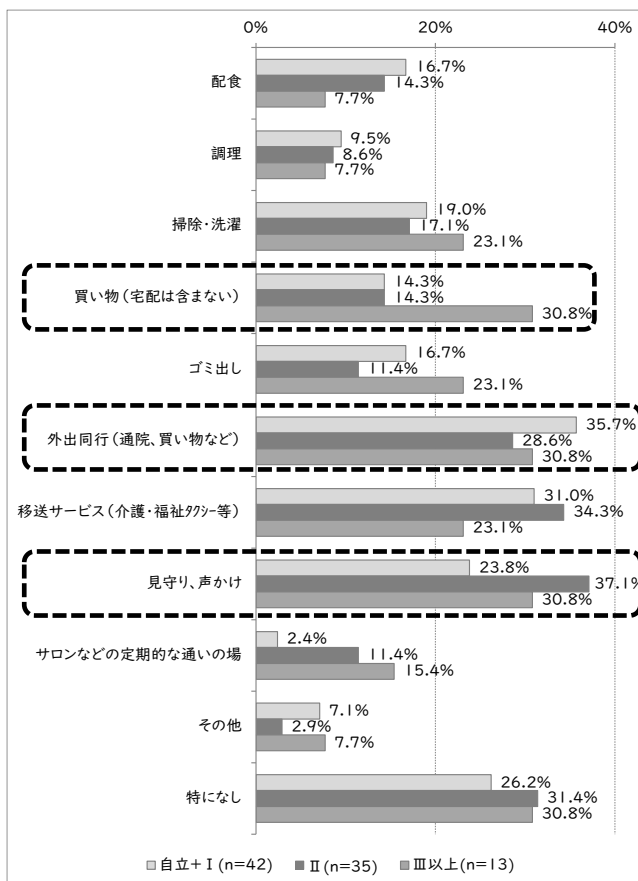
## ②認知症について

要介護認定を受けている方の1割以上が見守りがあっても自立が困難な認知症状を有している中で、特にこうした重度の認知症の方の介護は、介護者にとって大きな不安要素となっています。

認知症の人や介護者の地域での暮らしを支えるために、ニーズを踏まえた「買い物」「外出同行」「見守り、声かけ」等のサービス提供が求められます。

また、地域の理解や協力に向けて、認知症に関する知識等の啓発、徘徊した際の早期発見の体制づくりといった、具体的な支援の仕組みづくりが今後も求められます。

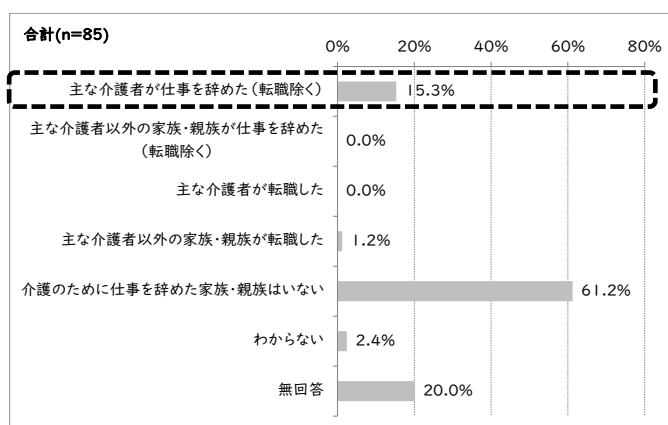
■ 在宅生活に必要な支援・サービス（認知症自立度別）



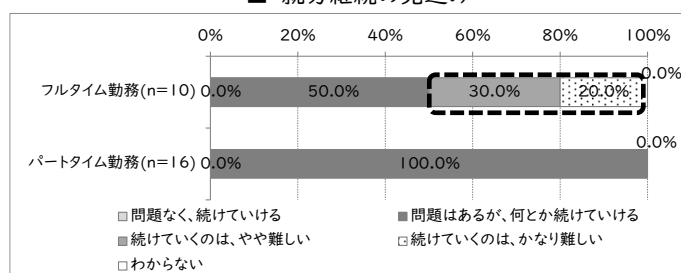
## ③介護者の就労継続について

介護のために離職された方、また今後の就労の継続が難しいと感じている方が一定数いる中で、介護保険サービス等の公的な支援に加え、多様な働き方を実現し、介護と就労を両立するための事業所等への啓発や支援等の取組の検討が必要です。

■ 介護のための離職の有無



■ 就労継続の見込み



### 3 第8期計画の進捗評価結果

#### (1) 評価の方法

評価にあたっては、第8期計画に掲載された 53 の事業を、3つの評価基準（「計画通り実施＝10点」「一部実施＝5点」「未実施＝0点」）で点数化しました。

さらに、第8期計画の4つの基本目標や 12 の施策といった、より上位の枠組みで平均値を算出し、計画全体の検証を行いました。（※平均値が高いほど良い評価となる）

#### (2) 評価の結果

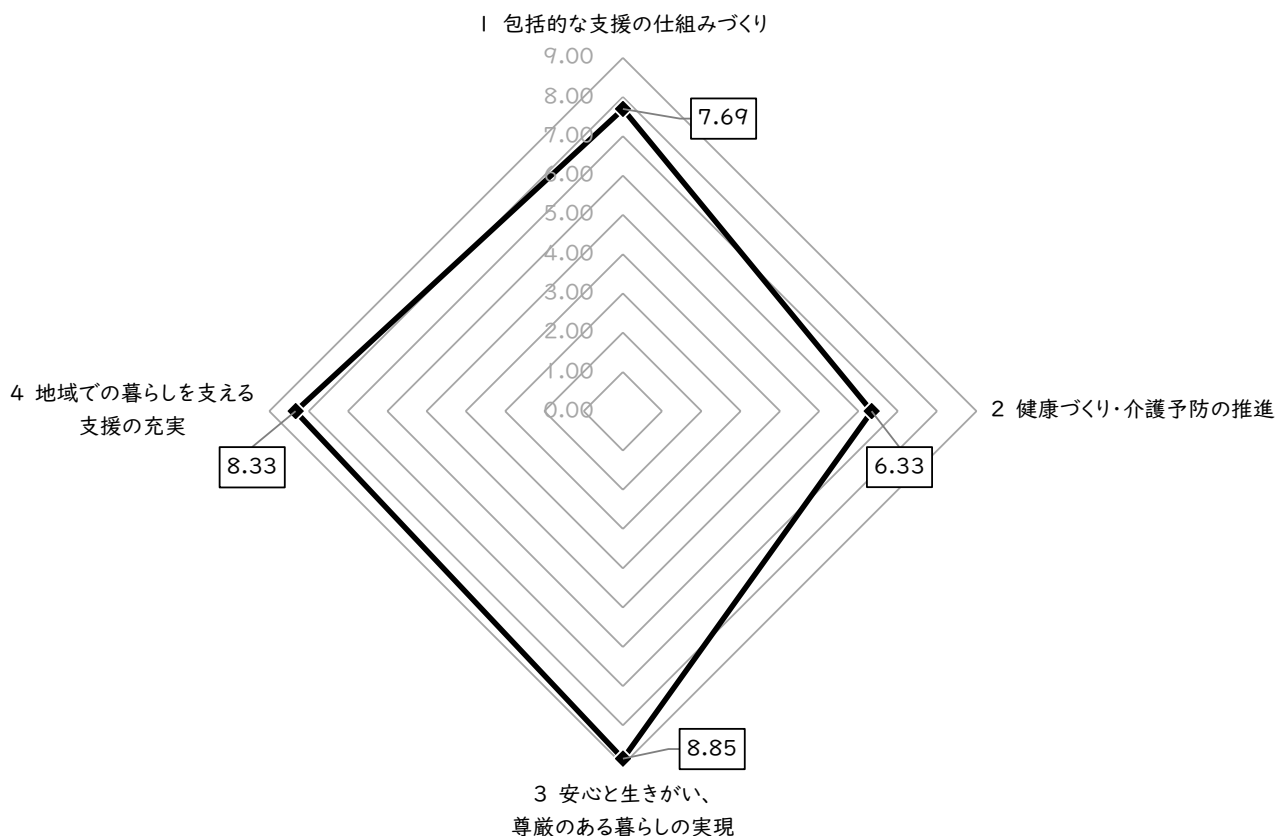
| 評価対象 | 平均値  |
|------|------|
| 計画全体 | 7.74 |

計画全体の評価の平均値は 7.74（概ね「計画通り実施」「一部実施」の中間程度の水準）となっています。

基本目標ごとの評価は、「3 安心と生きがい、尊厳のある暮らしの実現」が 8.85 と最も点数が高く、次いで、「4 地域での暮らしを支える支援の充実」が 8.33 と計画全体の平均値を超えています。

一方で、「2 健康づくり・介護予防の推進」については 6.33 と最も低く、「1 包括的な支援の仕組みづくり」についても計画全体の平均値を下回っています。

#### <基本目標の評価>

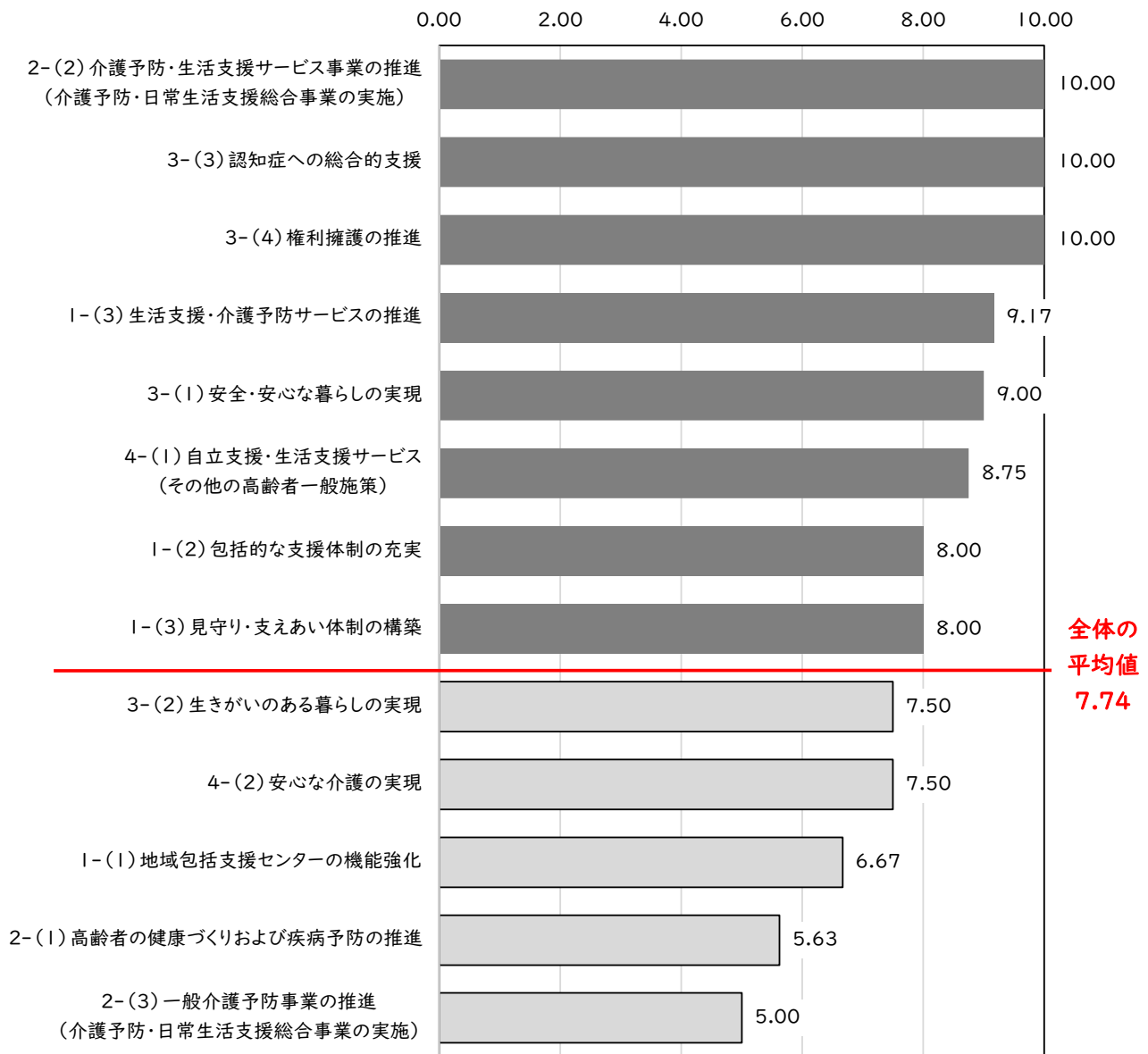




施策ごとの評価は、「2-(2) 介護予防・生活支援サービス事業の推進(介護予防・日常生活支援総合事業の実施)」をはじめ、3つの施策で平均値が 10.00 と、最も良い評価となっています。

一方で、評価“一部実施”相当の 5.00 となった「2-(3) 一般介護予防事業の推進(介護予防・日常生活支援総合事業の実施)」をはじめ、5つの施策が、計画全体の平均値を下回っています。

### <施策の評価>



※グラフの「1-(1)」は、先頭の数字が『基本目標』、後ろの数字が『施策』を表す

## 4 計画策定にあたっての課題

### 課題1 地域包括ケアシステムの深化・推進

第9期計画の期間中に、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年を迎える中で、本町の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築を急ぐ必要があります。

第8期計画において明確化された本町独自の地域包括ケアシステムについて、その具体的な機能や整備時期等を踏まえた構築状況について自己点検を行うとともに、本計画期間における深化・推進の方針を改めて示す必要があります。

### 課題2 高齢期の健康と活躍の場・機会づくり

人生100年時代の中で生涯現役社会が提唱され、高年齢者雇用安定法の改正による70歳までの就業機会の確保等、社会的にも高齢者の活躍が求められている中で、本町においてはアンケート結果から地域の活動への参加意欲と実際の活動状況にギャップがみられます。

また、対面を中心とした健康づくりや疾病予防の取組については、コロナの影響で実施の制限があったことも踏まえ、元気な高齢期を過ごすための介護予防につながる健康づくりや介護予防事業等の推進が必要です。

### 課題3 安全・安心に暮らせる地域づくり

全国的に大規模な自然災害や未知の感染症が発生する状況においても、介護や支援が必要な高齢者が、必要なサービスや支援を受けることのできる体制づくりが求められる中で、地域の住民や事業者が連携し、関連する取組を進めていく必要があります。

### 課題4 認知症高齢者支援策の充実

令和7年には高齢者の5人に1人が認知症になるとされる中で、先般成立した認知症基本法においては、改めて認知症の方の周囲の理解や社会との関わりを見直すことが求められています。

認知症への対応は家族介護者にとって大きな不安要素となっている一方、認知症に関する情報発信を含め、本町の認知症支援関連の取組は十分に進んでいると言い難い状況であり、意識啓発や支援体制の構築も含め、総合的な取組の推進が必要です。

### 課題5 高齢期の権利擁護の推進

介護が必要な高齢者や、認知症高齢者等が増加する中でも、高齢者虐待防止はもちろん、だれもが財産の管理や日常生活等に支障なく、尊厳を持って暮らせる社会を構築することが重要です。

こうした社会を実現するための重要な手段である成年後見制度について、高齢期の権利擁護の推進に向けた総合的な取組が重要です。

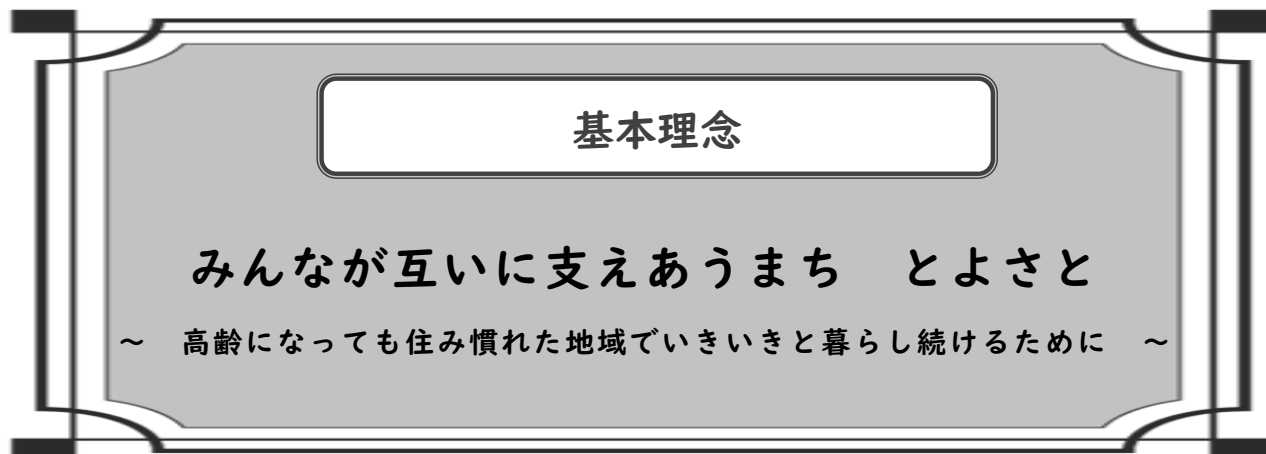
### 課題6 地域における自立した生活を支える支援の充実

高齢になっても、住み慣れた地域の中で自立して生活できるように、社会参加や介護予防にもつながる外出支援をはじめ、家族介護者も含めた町独自のサービスの充実・利用促進の取組等、幅広い検討・推進が求められます。

介護保険サービスについては、適正な利用に向けた取組の推進に加え、サービス提供を行う事業者の業務負担軽減に資する支援や介護人材確保・育成に向け、地域の実態やニーズに沿った取組が求められます。

## 第3章 計画の基本方針

### Ⅰ 計画の基本理念



これまで本町では、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年を見据えつつ、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年に向けて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まいおよび日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の深化・推進に取り組んできました。

本計画期間中に、団塊の世代が後期高齢者となり介護需要が増加することを見据え、計画の中間年度である令和7年を一つの区切りとして、これまで進めてきた地域包括ケアシステムを確立することが求められています。

そのため、本計画においても、引き続き「地域包括ケアシステム」の構築等に取り組んでいくことが重要であり、原則として第8期計画の方向性については維持すべきであると考えられます。

また、「ウィズ・コロナ」から「アフター・コロナ」に転換する中で、住み慣れた地域で安心して生活していくために、改めて高齢者の健康寿命の延伸やいきいき活躍できる場や機会づくりを進めることが求められます。

こうした点を踏まえ、これまでの基本理念を継承し、「みんなが互いに支えあうまち とよさと ～ 高齢になっても住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けるために ～」とします。

## 2 計画の基本目標

基本理念の実現に向けて、次の4つの「計画の基本目標」を設定します。

### (1) 包括的な支援の仕組みづくり

**令和7年の地域包括ケアシステム確立に向け、さらなる深化・推進に取り組めます**

団塊の世代が後期高齢者となる令和7年に向けて、地域包括ケアシステムの構築が求められている中で、その中核となる地域包括支援センターの機能強化に取り組めます。

また、地域包括支援センターを中心に、医療と介護をはじめ、他市町との広域的な連携も含めた幅広い主体間の連携や、見守り・支えあいの仕組みづくりに取り組み、本町の実情にあった包括的な支援の仕組みづくりにつなげます。

### (2) 健康でいきいき暮らせる地域づくりの推進

**健康でいきいきと元気に活躍できる高齢期の実現に向けて取り組めます**

可能な限り健康寿命を延ばし、元気な高齢期を過ごせるように、疾病予防等の保健事業と多様な介護予防・生活支援サービス事業を今後も整合を図りながら実施し、健康な状態から要介護状態へ移行する中間の段階であるフレイル予防や、介護の重度化の抑制に取り組めます。

また、高齢期において、介護が必要な高齢者や認知症高齢者も含めて地域の中で生きがいを持って暮らせるように、多様な交流や支えあい活動の仕組みづくりに取り組めます。

### (3) 安全・安心で尊厳のある暮らしの実現

**高齢期になっても安全・安心に、尊厳を持って暮らせるよう取り組めます**

近年、多発する大規模な自然災害等の発生時を含め、緊急時においても安全が確保され、必要な支援やサービスを受けることができる体制づくりを進めます。

また、認知症高齢者への総合的な支援や、虐待の早期発見・早期対応ができる体制づくり、判断能力が不十分な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けるための権利擁護の推進等により、だれもが尊厳のある暮らしを実現できる地域づくりにつなげます。

### (4) 地域での暮らしを支える支援の充実

**住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、家族介護者等も含めた支援に取り組めます**

在宅での暮らしの希望の実現に向けて、住み慣れた地域における高齢期の自立した暮らしを支えるため、家族介護者等も含めた多様な支援・サービスを提供するとともに、適正な介護サービスの利用促進や介護人材等のサービス提供体制確保等に取り組めます。

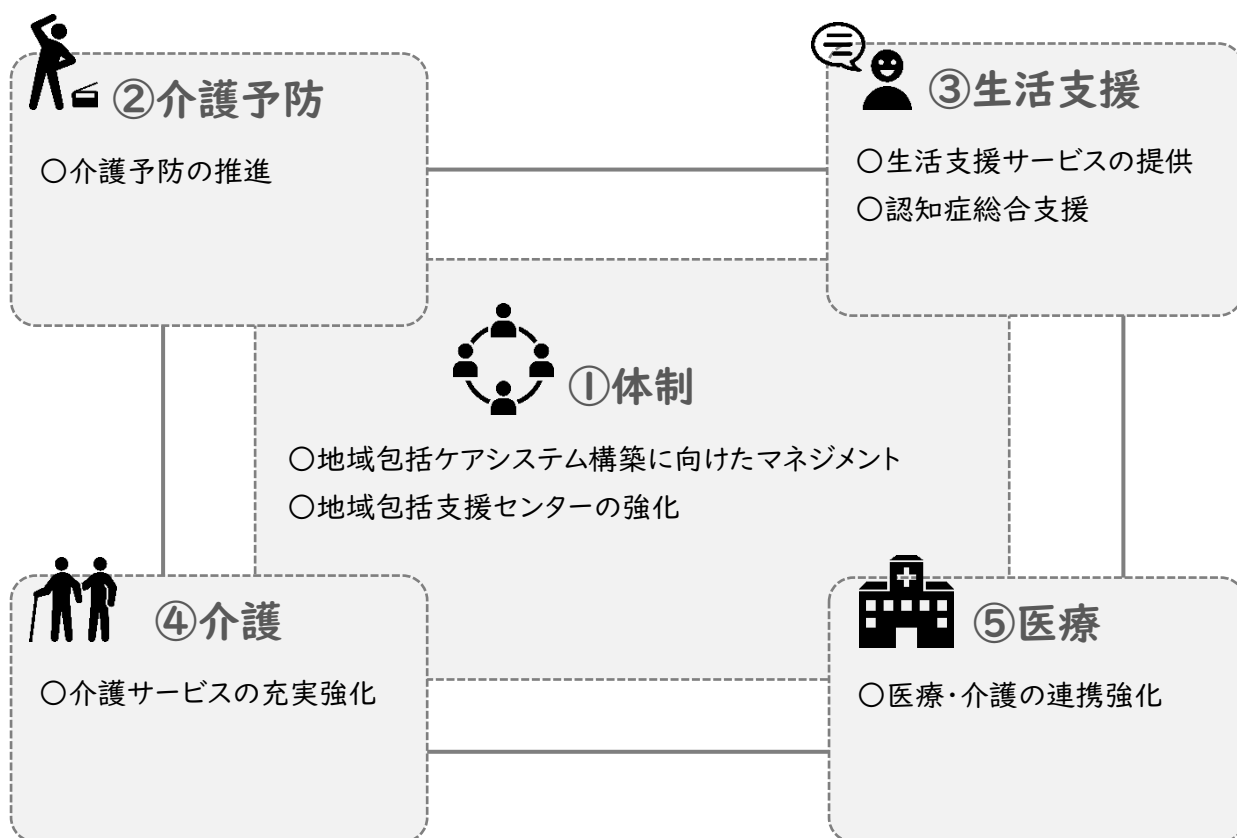
### 3 地域包括ケアシステムの深化・推進

本計画期間中の令和7年を目途に、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築が求められている中で、本町においては、本計画を地域包括ケア計画として位置づけるとともに、さらなる構築と充実に向けた取組を進めていきます。

#### (1) 豊郷町の地域包括ケアシステム

本町における地域包括ケアシステムは、次のような5つの枠組みで構成します。

それぞれの枠組みごとの仕組みや機能等の整備を進め、基本理念「みんなが互いに支えあうまちとよさと」の実現につなげます。



## (2) 地域包括ケアシステムを構成する機能・取組等の整備状況と今後の予定

本町における地域包括ケアシステムを構成する5つの枠組みごとの機能・取組等の整備の時期については、次のように想定しています。

地域包括ケアシステムのあり方は、時代や社会状況の変化等によって、今後も必要に応じて検討・変更していく必要があり、ここで示す内容は、あくまで現時点の想定です。

また、地域包括ケアシステムを構成する仕組み・機能・取組について、整備時期を示していますが、こうした機能等については整備後も適宜、強化・充実を検討していきます。

| 地域包括ケアシステムを構成する<br>仕組み・機能・取組 | 整備時期          |                 |
|------------------------------|---------------|-----------------|
|                              | ～第8期<br>(整備済) | 第9期<br>(R6～8年度) |

### ①体制

| 地域包括ケアシステム構築に向けたマネジメント                         |   |  |
|------------------------------------------------|---|--|
| 地域包括ケアシステムの主な対象者数の把握<br>※将来の高齢者人口（ひとり暮らし、認知症等） | ○ |  |
| 地域包括ケアシステムのめざす将来像や方針、目標の設定                     | ○ |  |
| 地域包括ケアシステムのめざす将来像や方針、目標の住民への周知                 | ○ |  |
| 地域包括ケアシステムの構築の進捗状況を評価する組織・仕組みの構築               | ○ |  |
| 地域包括支援センターの強化                                  |   |  |
| 地域包括支援センターの設置                                  | ○ |  |
| 24時間、365日相談を受ける体制の整備                           | ○ |  |
| 地域ケア会議の開催                                      | ○ |  |
| 地域のインフォーマルなサービスも含め介護保険・保険外のサービスの把握・情報提供の実施     | ○ |  |
| 困難ケースについて議論する場の設置                              | ○ |  |

### ②介護予防

| 介護予防の推進                                                           |   |    |
|-------------------------------------------------------------------|---|----|
| 介護予防の場・サービスの整備（一般高齢者も利用可）                                         | ○ |    |
| 住民主体の介護予防の場・サービスの整備（一般高齢者も利用可）                                    |   | ●  |
| 介護予防対象者を網羅的に把握するための取組                                             | ○ |    |
| 「運動器機能向上」「栄養改善」「口腔機能向上」「閉じこもり予防」「認知機能低下抑制」「うつ予防」のすべてに対する介護予防事業の実施 |   | ●  |
| 健康づくりや介護予防に係るポイント制度の実施                                            |   | 広域 |

○：豊郷町単独による整備

広域：1市4町（彦根市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町）等による整備

| 地域包括ケアシステムを構成する<br>仕組み・機能・取組 | 整備時期          |                 |
|------------------------------|---------------|-----------------|
|                              | ～第8期<br>(整備済) | 第9期<br>(R6～8年度) |

### ③生活支援

| 生活支援サービスの提供                     |      |  |
|---------------------------------|------|--|
| 生活支援コーディネーターの配置                 | ○    |  |
| 多様なサービス主体間の情報共有・連携強化の場として協議体の設置 | ○    |  |
| 高齢者の移動支援(買い物、通院等)の取組            | ○    |  |
| 認知症総合支援                         |      |  |
| 認知症初期集中支援チームの設置                 | 広域   |  |
| 認知症地域支援推進員の配置                   | 広域・町 |  |
| 認知症カフェの設置                       | ○    |  |
| 認知症サポーター養成講座の学校・企業等での実施         | ○    |  |
| 市民後見人の養成                        | 広域   |  |

### ④介護

| 介護予防の推進          |    |      |
|------------------|----|------|
| 地域密着型サービスの計画的整備  |    | 広域・町 |
| 介護人材の育成・確保に関する取組 | 広域 |      |

### ⑤医療

| 医療・介護の連携強化                              |      |   |
|-----------------------------------------|------|---|
| 医療・介護の関係者の参加によるネットワークの構築、情報共有を行う協議会等の設置 | 広域   |   |
| 在宅医療連携拠点の設置                             | 広域   |   |
| 医療・介護の関係者、多職種による事例検討や合同研修の実施            | 広域   |   |
| 在宅医療(退院後の生活や在宅での看取りなど)に関する地域住民への啓発活動    | 広域・町 |   |
| かかりつけ医機能の確保                             |      | ● |

○：豊郷町単独による整備

広域：1市4町(彦根市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町)等による整備

## 4 施策の体系

本計画の基本理念と、その実現に向けた基本目標とこれに基づく施策について、次に体系図として示します。

| 基本理念                                                       | 基本目標                  | 施策                                                                                                                                |
|------------------------------------------------------------|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 高齢になっても住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けるために<br><b>みんなが互いに支えあうまち</b> とよさと | 1 包括的な支援の仕組みづくり       | 1 地域包括支援センターの機能強化<br>2 包括的な支援体制の充実<br>3 見守り・支えあい体制の構築                                                                             |
|                                                            | 2 健康でいきいき暮らせる地域づくりの推進 | 1 高齢者の健康づくりおよび疾病予防の推進<br>2 介護予防・生活支援サービス事業の推進<br>（介護予防・日常生活支援総合事業の実施）<br>3 一般介護予防事業の推進<br>（介護予防・日常生活支援総合事業の実施）<br>4 生きがいのある暮らしの実現 |
|                                                            | 3 安全・安心で尊厳のある暮らしの実現   | 1 安全・安心な暮らしの実現<br>2 認知症への総合的支援<br>3 権利擁護の推進                                                                                       |
|                                                            | 4 地域での暮らしを支える支援の充実    | 1 自立支援・生活支援サービス<br>（その他の高齢者一般施策）<br>2 安心な介護の実現                                                                                    |



## 第4章 高齢者保健福祉計画

### 基本目標Ⅰ 包括的な支援の仕組みづくり

#### (Ⅰ) 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、地域における総合的な保健医療の向上および福祉の増進を図り、高齢者を地域で支えるシステムを構築していく中核的な機関です。本町では、第Ⅰ号被保険者数に応じて必要な人材を配置しています。

##### ①地域包括支援センターの運営【医療保険課】

医療に従事する者、被保険者の代表、識見を有する者等によって構成された「豊郷町地域包括支援センター運営協議会」により、引き続き事業の適切な運営と公平・中立性の確保を図ります。

また、専門職や事務職の配置も含めた体制について検討し、必要に応じてその確保に取り組むとともに、評価指標を用いた自己評価、地域包括支援センター運営協議会等による評価の実施等についても検討します。

##### ②関係機関、団体との連携【医療保険課】

事業所等の関係機関が参画する多職種協働会議を、必要に応じて web 会議システム等も活用しながら開催し、地域包括ケアという考え方の共有化と連携の促進に向けた取組を引き続き行っていきます。

##### ③地域との連絡調整体制の構築【医療保険課】

高齢者が住みよく、生きがいを持って自立した生活を送ることができるよう、保健福祉分野だけでなく、教育・都市整備等の関係部局からなる会議などを通じ、全庁的な推進体制を整備し、総合的な施策展開を図っていきます。

また、住民の需要に対し総合的なサービスを供給できるよう、介護保険サービス事業者や地域の関係機関・団体等との連絡調整体制を構築していきます。

#### (Ⅱ) 包括的な支援体制の充実

##### ①総合相談支援事業の実施【医療保険課】

高齢者の心身の状況や生活実態等を幅広く把握し、相談を受け、生活状況や心身の状態などを把握した上で、適切なサービスまたは制度の利用につなげる支援を行います。

## ②地域ケア会議の推進【医療保険課】

**地域ケア会議**は、介護支援専門員、保健医療および福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他の関係者、関係機関および関係団体により構成される会議のことです。

包括的・継続的ケアマネジメントの効果的な実施のために、地域ケア会議を開催し、個別ケースの検討から地域課題の解決検討までを図ります。

## ③在宅医療・介護連携の推進【医療保険課】

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するための支援を行うため、1市4町（彦根市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町）の連携により、関連する事業を進めます。

特に、かかりつけ医機能の確保や、在宅での看取りの実現、在宅医療と介護サービスの一体的な提供に向けて、関係者の連携に必要な下記項目の実施に努めます。

- (ア) 地域の医療・介護の資源の把握
- (イ) 在宅医療・介護連携の課題と抽出の対応策の検討
- (ウ) 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進
- (エ) 医療・介護関係者の情報共有の支援
- (オ) 在宅医療・介護関係者に関する相談支援
- (カ) 医療・介護関係者の研修
- (キ) 地域住民への普及啓発
- (ク) 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

## ④生活支援サービスの体制整備【医療保険課】

地域の高齢者等が生活支援の担い手として活躍するための移動手段の確保等に向けて、交通担当部局等との連携を図るとともに、移動支援サービスの周知・啓発に取り組みます。

## ⑤包括的・継続的ケアマネジメント支援事業の実施【医療保険課】

介護支援専門員の自己研鑽や情報収集の場として、定期的に介護支援専門員連絡会等を開催し、ケアマネジャーの抱える困難ケースに関する相談に応じ、必要に応じて情報提供や助言を行うことで町のケアマネジメント体制の向上を図ります。

### (3) 見守り・支えあい体制の構築

#### ①地域共生型まちづくりの推進【保健福祉課】

社会福祉法人やNPO（特定非営利活動法人）が実施主体となる豊郷町宅老所等整備運営費補助金事業により、あったかほ一むを活用して高齢者の同世代・異世代との交流を通じた介護予防や心身の健康保持・増進を図るとともに、防犯・防災対策を含む地域福祉ネットワークの構築、見守り体制・支えあいシステムの強化を図ります。

また、社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業も踏まえ、ヤングケアラーも含めた家族介護者等の支援に向けて、障害・児童福祉といった分野の関係機関との連携強化に取り組みます。

#### ②地域リハビリテーションの推進【医療保険課】

地域リハビリテーションは、住み慣れた地域で、安心して生活ができるよう、保健・医療・福祉・介護の関係機関や地域住民といった多様な主体が、リハビリテーションの立場から協力しあうことによる活動のことです。

だれもが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、住民や保健・医療・福祉・介護等の関係機関が共通の理解のもと、有機的に連携するためのネットワークの構築を進めます。

特に、中核機関である湖東地域リハビリ推進センターとの連携・協働により、行政による通いの場に加え、住民主体の通いの場への関与を検討する等、地域リハビリテーションの推進と支援体制の強化を図ります。

#### ③生活課題等の早期発見への取組【保健福祉課】

生活課題を持つ高齢者等の早期発見に向けて、自治会、民生委員、老人クラブとの連携により、情報を集約しながら取り組むとともに、高齢者等の総合相談窓口である地域包括支援センターについて、周知・普及啓発を進めます。

今後も、近隣の警察署や介護保険事業所も含めた多様な主体との連携を図り、防犯や認知症高齢者が徘徊した際の早期発見も含めた、見守りネットワークの構築をめざしていきます。

#### ④地域の活動支援【保健福祉課】

各地域の活動拠点の整理・整備を行いつつ、老人クラブにおける出前講座等、現状の活動を継続実施していきます。

## 基本目標２ 健康でいきいき暮らせる地域づくりの推進

### （１）高齢者の健康づくりおよび疾病予防の推進

#### ①健康教育の実施【医療保険課】

地域包括支援センターとの協働・連携を密にし、老人会等への出前講座を中心に、生活習慣病の予防および介護を要する状態になることの予防、その他健康に関する事項について、正しい知識の普及を図ります。

また、適切な指導や支援を行うことによって、自らの健康を自らで守る認識と自覚を高め、壮年期からの健康の保持・増進を図るとともに、豊郷町公式動画チャンネルで公開している「豊郷町健幸のばし体操」の動画の活用等、実践につなげられる機会を提供していきます。

#### ②自立支援健康増進事業「元気力アップ教室と元気力アッププラスα教室」の実施【医療保険課】

自立支援健康増進事業「元気力アップ教室」は、要介護認定を受けていない高齢者の方等を対象に、リハビリテーション専門職による運動プログラムに基づく体力や筋力の維持向上に向けたトレーニングや、管理栄養士等による栄養指導や相談等を実施しています。また、教室卒業者を対象に通い続けられる場として、元気力アッププラスα教室を実施しています。

引き続き、高齢者が住み慣れた地域で、可能な限り自立した生活を送ることができるよう、切れ目のない健康づくりの場として保健事業とも連携を図りながら、支援していきます。

#### ③各種検診の実施【医療保険課】

各種検診は、がん、心臓病、脳卒中等生活習慣病の早期発見と予防のために、健康診査、がん検診、骨粗しょう症検診を実施しています。受診率の向上に向けて、がん検診・骨粗しょう症検診の受診料の無料化、託児の実施や受診勧奨通知等を実施しています。

新規受診者、若い世代の受診者増加のための周知・啓発とともに継続的な受診を促し、疾病の早期発見・早期治療に結びつけます。

また生活習慣改善により、発症予防・重症化予防につながる支援の充実に努めます。

より多くの方に受診していただくために、広報や回覧での周知、町のイベントなど様々な機会を利用した受診啓発に努めるとともに、個別検診の実施体制の維持・充実等についても検討を進めます。

#### ④健康相談の実施【医療保険課】

健康相談は、家庭における健康管理に役立てることを目的に、40 歳以上の方およびその家族を対象に実施しています。役場、豊栄のさと等身近な拠点において、保健師や管理栄養士が心身の健康に関する個別の相談に応じています。

引き続き、対面栄養相談や電話相談など、気軽にかつ幅広く相談できる体制づくりを進めていきます。

## ⑤訪問指導の実施【医療保険課】

**訪問指導**は、疾病や要介護状態になる恐れのある、特に健康状態不明者等を中心に、健康に関する課題を総合的に把握し、健康づくりや介護予防のために必要な指導を保健師等が訪問し、実施します。

健康の保持・増進、心身の機能低下防止について、必要時地域包括支援センターと連携し、継続的な支援ができる体制づくりに取り組みます。

## ⑥特定健診・特定保健指導の実施【医療保険課】

**特定健診**は、40 歳から 74 歳までの方を対象に実施する、メタボリックシンドロームに着目した健診です。受診率の向上に向けて、受診料を無料化し、経済的負担の軽減を図っています。

**特定保健指導**は、特定健診の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、保健師、栄養士等が生活習慣を見直すサポートをしています。

若い世代から継続して健診を受診するための健康意識の向上を図り、生活習慣病の発症予防、重症化予防につながるよう支援の充実に努めます。

| 指 標      | 単 位 | 実 績 |    | 見込み |    |    |
|----------|-----|-----|----|-----|----|----|
|          |     | R4  | R5 | R6  | R7 | R8 |
| 特定健診の受診率 | %   | 43  | —  | 44  | 48 | 52 |

※R5値は年度中に集計が確定しないため、未掲載

## ⑦高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施【医療保険課】

**後期高齢者の保健事業**として、国民健康保険と後期高齢者の保健事業の接続や、フレイル状態に着目した疾病予防の取組（運動、口腔、栄養、社会参加等のアプローチ）が必要となっていることを踏まえ、「後期になっても一生青春事業」を令和元年度から実施しています。

高齢者の心身の多様な課題に対し、きめ細かな支援を実施するため、75 歳以上高齢者に対する保健事業を介護保険事業と一体的に実施し、各高齢者の医療・健診・介護情報等を一括して把握できるよう整備を行います。

また、後期高齢者医療制度の理解やフレイル予防等、世代にあった健康づくりや知識の提供を図るとともに、必要な方を必要な場につなぎ、健康状態に応じた健康管理の取組ができるよう支援していきます。

## （２）介護予防・生活支援サービス事業の推進（介護予防・日常生活支援総合事業の実施）

### ①訪問型サービスの実施【医療保険課】

**（総合事業における）訪問型サービス**は、介護予防・日常生活支援総合事業対象者に従来の介護予防訪問介護に相当するサービスを実施します。

介護予防・日常生活支援総合事業の枠組みにおける訪問型サービスとして実施します。

## ②通所型サービスの実施【医療保険課】

（総合事業における）通所型サービスは、介護予防・日常生活支援総合事業対象者に従来の介護予防通所介護に相当するサービスを実施します。

介護予防・日常生活支援総合事業の枠組みにおける訪問型サービスとして実施します。

## ③介護予防ケアマネジメント事業の実施【医療保険課】

介護予防ケアマネジメント事業は、介護予防・日常生活支援総合事業対象者に、地域包括支援センターでケアプランを作成しています。

介護予防・日常生活支援総合事業の効果の評価（アセスメント）を実施し、高齢者が要介護状態になることの予防や要介護状態の軽減および悪化防止のためのマネジメントを行います。

## （３）一般介護予防事業の推進（介護予防・日常生活支援総合事業の実施）

### ①介護予防把握事業の実施【医療保険課】

介護予防把握事業は、前期高齢者の自己診断ツールとして基本チェックリストと認知症チェックリストを配布しています。回答者には、回答状況に応じて、健康増進や困りごとに応じた資料、教室の案内、生きがいデイサービスの利用案内を行っています。

地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、転倒や閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげるとともに対象者把握に努めます。

### ②介護予防普及啓発事業の実施【医療保険課】

介護予防普及啓発事業は、湖東地域リハビリ推進センターと協働で、老人クラブ等が行っている字の集まりに出向き、豊郷健幸のばし体操や熱中症予防、人生会議などの周知や脳卒中予防啓発も行っています。

すべての高齢者を対象に、介護予防の知識の普及啓発を目的に健康教育や講演会等を実施し、地域における団体等と連携しながら、健康の保持増進を進めていきます。

### ③一般介護予防事業評価事業の実施【医療保険課】

一般介護予防事業評価事業は、介護保険事業計画に定める目標値の達成状況の検証等、一般介護予防事業の事業評価を実施します。

取組と目標に対する自己評価シートを作成するなど、PDCAサイクルを通じた評価・検証を行い、より効果的な事業実施を推進します。

#### ④地域リハビリテーション活動支援事業の実施【医療保険課】

地域リハビリテーション活動支援事業は、地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民主体の通いの場などにリハビリ専門職等が関わり、地域の介護予防の取組を支援するものです。

関与するリハビリ専門職の確保に努め、1市4町（彦根市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町）での実施を検討します。

### （４）生きがいのある暮らしの実現

#### ①生きがいづくりへの取組【保健福祉課】

生きがいづくりへの取組は、次の通りです。

- ・老人クラブ活動への指導・援助
- ・滋賀県レイカディア大学への受講促進
- ・いきがい協働センター、シルバー人材センターの協力・支援の実施
- ・多様な形態の就労やボランティアなど社会貢献の機会・場の拡充
- ・外出を促進するよう、「外出支援サービス事業（すまいるたうんばす）」の実施

目まぐるしく変化する社会情勢に対応しつつ、高齢者が長年培ってきた知識や経験、技能、人脈等を積極的に活かし、いきいきと充実し潤いのある生活を送ることができるよう、自らの意思に沿って、自己実現・社会参加をめざす意識の向上を図るための環境整備、情報の発信に努めていきます。

#### ②生きがい活動支援通所事業（生きがいデイサービス）の実施【保健福祉課】

生きがい活動支援通所事業は、高齢者が自立した生きがいの持てる生活が送れるよう、生きがいデイサービスセンターにおいて食事・入浴・生きがい活動・介護予防事業等の様々なサービスを提供しています。現在、社会福祉協議会への委託により、1回 600 円の利用料で実施しています。

介護予防の重要性を認識し、心身ともに健康を維持した生活が送れるよう、今後も事業の展開を図ります。

#### ③社会参加の意識づけ【保健福祉課】

高齢者の社会参加意識を高めるとともに、活動する場をつくっていくために、ボランティアの養成、NPO・自主活動団体等の育成、社会資源の活用、協働地域福祉ネットワークの構築等により、地域活動を支える支援施策・体制整備を図ります。

#### ④生涯学習や啓発活動への意識づけ【保健福祉課、医療保険課】

今後、一層の生涯学習や啓発活動への意識づけを行うためにも、社会教育課や関係団体などと連携し、高齢者が興味を持ちやすく、自主的な参加を促せるような学習の場・企画の検討を行い、次のような方向性で施策を推進していきます。

- 仲間づくり・自立意識に主眼を置いた、継続して楽しめる内容
- 意欲を持って取り組める、生きがい活動との連動性
- 気軽に参加しやすい場所やライフスタイルなどに配慮（費用負担含む）
- 既成概念にとらわれない多彩なメニュー
- 有効な広報啓発活動



## 基本目標3 安全・安心で尊厳のある暮らしの実現

### (1) 安全・安心な暮らしの実現

#### ①緊急通報体制整備事業（豊郷町緊急通報システム）の実施【保健福祉課】

緊急通報体制整備事業は、65 歳以上のひとり暮らし高齢者世帯などへの緊急事態の対応と、不安解消を図るため、受信センターを設置し、通報機器（端末機・ペンダント・携帯型）を貸与しています。現在、事業委託（大阪ガスセキュリティサービス）により実施しています。

今後も、高齢者の増加に伴うサービス利用者の増加が想定されることから継続実施し、より質の高いサービス、システムの有効活用をめざして登録状況の更新作業や通報受信後に現地に駆けつける協力員の確保等を進めます。

#### ②避難行動要支援者対策事業の実施【保健福祉課】

避難行動要支援者対策事業は、災害時等に自力で避難することが困難な方々を名簿登録し、非常時には地域の援護を受け、迅速な避難活動・救援活動のもとに生命の安全を図るとともに安否確認を含めた危機対応が行えるように、また平常時には地域をはじめ行政、消防、社会福祉協議会、民生委員等による見守り活動に資する資料として活用していきます。

対象者は次の通りです。

- ・要介護3以上の認定を受けている方
- ・身体障害者手帳1級または2級の方
- ・聴覚・視覚障害の程度が3級または4級の方
- ・療育手帳がA判定の方
- ・精神障害者保健福祉手帳1級または2級の方
- ・生活支援を受けている難病患者

高齢者の災害時等の安心・安全確保のため、継続実施するとともに、状況を把握するための情報内容の更新を進めます。

#### ③災害時における支援体制の確立【保健福祉課】

避難行動要支援者名簿を基に避難誘導體制の整備を進めるとともに、寝たきりの高齢者など、通常の避難所での生活が困難な方が安心して避難生活ができるよう、福祉避難所の指定・整備を進めます。

併せて、町防災の取組と密接に連携を図り、万一の場合に適切に対応できるよう準備を進めていきます。

#### ④在宅高齢者見守り活動実施事業（補助金の交付）【保健福祉課】

在宅高齢者見守り活動実施事業は、自治会が実施する見守り活動事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付しています。

今後も、避難行動要支援者名簿に登録している高齢者の社会的孤立を予防し、福祉の増進および安全確保を図るために取組を進めます。

## ⑤災害発生時等の介護サービス提供体制等の確保【医療保険課】＜新規＞

災害や感染症が発生した場合であっても、必要な介護サービス等が継続的に提供できるよう、介護事業所における業務継続計画（BCP）策定の義務化や、改正感染症法（高齢者施設等との連携を含めた宿泊療養・自宅療養体制の確保など予防計画の記載事項の充実等）を踏まえ、介護施設や事業所をはじめとした関係機関との連携を進めます。

## （２）認知症への総合的支援

認知症への総合的支援として、次のような取組を実施しています。

- ・公益財団法人豊郷病院と愛犬4町による認知症初期集中支援チームオレンジファイブの運営
- ・認知症キャラバン・メイト養成講座、スキルアップ研修の実施
- ・老人クラブへの出前講座の実施
- ・認知症サポーターの養成講座の実施

### ①認知症に関する理解・啓発の推進【医療保険課】

認知症になってからも住み慣れた地域で安心して生活できるよう、認知症に関する理解を広く町民に周知するとともに、認知症の人や家族を地域で応援する認知症サポーターの育成、充実を図ります。

また、「認知症ケアパス」を活用し、認知症に関する基礎的な情報、具体的な相談先や受診先、介護サービスの利用方法等が明確に伝わるよう周知します。

さらに、介護職員等の認知症に関する理解を深めるため、認知症介護基礎研修の受講を促す支援等について検討します。

### ②認知症になっても暮らしやすい仕組みの構築【医療保険課】

権利擁護のための「成年後見制度利用支援事業」や、地域で認知症の高齢者を支える「認知症高齢者見守り事業」の推進などを通じて、認知症の人や家族が住みやすい地域づくりを進めていきます。

また、認知症の人を支援するために必要な医療・介護等のネットワークづくりに向け、1市4町（彦根市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町）で連携しながら、認知症地域支援推進員を配置・活用していきます。

### ③認知症の早期診断・早期対応の推進【医療保険課】

認知症の早期診断・早期対応に向けて、認知症専門医と専門知識を持つ看護師、社会福祉士、介護福祉士等で構成された認知症初期集中支援チームにより、認知症の方（疑いのある方）やその家族を訪問し相談に応じます。

## （３）権利擁護の推進

### ①高齢者の虐待防止【保健福祉課・医療保険課】

民生委員や地域住民、病院、警察、介護事業所等の関係機関との連携を一層強化すると同時に、介護支援専門員連絡会においては日頃の課題を協議し、事例検討などの研修を通し利用者の立場に立った適切なサービス提供ができるよう支援していきます。

また、高齢者への虐待に関して、地域や事業所など広く普及・啓発を行い、早期発見・早期対応につなげるとともに、予防的な介入のあり方について検討し、虐待やセルフ・ネグレクト等の防止につなげます。さらに、虐待が発生した場合には、その要因分析等、再発防止に取り組みます。

### ②権利擁護事業の実施（成年後見制度利用促進基本計画）【保健福祉課・医療保険課】

地域共生社会の実現に向け、彦愛犬権利擁護サポートセンターを中核機関とし、成年後見制度の利用促進を図るため、以下の内容に取り組みます。

- 権利擁護に関する知識や理解の普及啓発
- 成年後見制度利用についての相談機会の充実
- 家庭裁判所が適切な後見人を選任できるよう、受任者調整等の支援
- 地域福祉権利擁護事業から成年後見制度への移行が望ましい方に、豊郷町社会福祉協議会や関係機関と連携し円滑な移行の推進
- 成年後見人が相談できる支援体制の整備
- 成年後見制度における町長申立てや成年後見制度利用支援事業の推進
- 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進

## 基本目標 4 地域での暮らしを支える支援の充実

### (1) 自立支援・生活支援サービス（その他の高齢者一般施策）

#### ①外出支援サービス事業の実施（すまいるたうんばす・デマンド車・あいのりタクシー）

【保健福祉課、企画振興課】

**すまいるたうんばす**は、概ね 65 歳以上の高齢者などを対象に、利用ニーズの高い町内医療機関や大型商業施設などへの移動支援を重点とした4つの運行ルートを設定し、ワゴン車（A車、B車の2台）を町内巡回させることで外出の負担軽減と利便性の向上を図っています。

**デマンド車**は、医療機関からの帰宅時のバス待ち時間の解消支援としてデマンド形式による車両運行を実施しています。

**あいのりタクシー**は、一般のタクシー車両を使用しますが、路線バスと同じように運行時刻やルートが設定され、予約があった場合のみ運行する“小型バス”のようなものです。

外出支援サービスの活用状況を精査し、必要な稼働規模等を含め、利便性の高い効果的な運行をめざして検討を行います。

また、地域の老人会等に出向き、外出支援サービスの周知と利用促進の取組を行います。

#### ②高齢者住宅小規模改造助成事業の実施【保健福祉課】

**高齢者住宅小規模改造助成事業**は、要介護高齢者が在宅で自立心を持って生活できる住環境を整備するため、日常動作能力の低下した高齢者の入浴・排せつ・移動等を容易にするための住宅改造に必要な経費を助成し、寝たきりの予防、生活の助長、家族介護の軽減を図っています。

- ・「障害老人の日常生活自立度判定基準」のランクA・B・Cに該当する方。
- ・工事による経費と基準額 50 万円のどちらか低い額の1/2を補助（所得制限あり）。

継続実施し、住宅改造の際には有効な改修となるよう、相談機能の強化を図ります。

#### ③紙おむつの支給事業の実施【保健福祉課】

**紙おむつの支給事業**は、在宅高齢者等で、要介護3以上の方で紙おむつを必要とする場合に支給します。  
・現物給付で月 5000 円分程度。（2か月分ずつを支給）

対象者の規定の検証等を行いながら、事業の継続実施を図ります。

#### ④生活支援ハウス運営事業の実施（生活支援ハウスハートフル）【保健福祉課】

**生活支援ハウス運営事業**は、高齢者に対し、介護支援機能・居住機能および交流機能を総合的に持つ居室を一定期間（6か月以内）提供することによって、安心して健康で明るい生活が送れるよう支援し、高齢者の福祉を増進しています。

- ・概ね 60 歳以上のひとり暮らしおよび高齢者世帯などの方で入居が必要と認められる高齢者（生活自立者）を入所。
- ・「生活支援ハウスハートフル」は多賀町にあり、利用定員は3人。
- ・利用負担金徴収条例に基づき利用者負担金（月額5万円を限度）を徴収。
- ・管理費（光熱水費など）12,000 円（月額）および食費などは個人負担。
- ・犬上郡3町で設置運営（社会福祉法人湖東会へ委託）。

| 指 標          | 単 位 | 実 績 |    | 見込み |    |    |
|--------------|-----|-----|----|-----|----|----|
|              |     | R4  | R5 | R6  | R7 | R8 |
| 生活支援ハウス実利用人数 | 人   | 3   | 3  | 1   | 1  | 1  |

※R5値は実績見込み

#### ⑤敬老祝賀事業の実施（長寿祝金等の支給）【保健福祉課】

**敬老祝賀事業**は、多年にわたって社会を支えてきた高齢者に対し、敬老の意を表し長寿祝金を支給しています。

・満 88 歳：10,000 円、満 100 歳：100,000 円

敬老の意を表する事業として継続実施するとともに、対象範囲の検討を進めて事業方針の整理を図ります。

#### ⑥在宅高齢者給食サービス事業補助事業の実施【保健福祉課】

**在宅高齢者給食サービス事業補助事業**は、自治会および単位老人クラブが、在宅の高齢者等の社会的孤立感の解消や見守り、配食支援などを目的に、公民館などで実施する給食サービス事業（お食事会）に要する経費（食材費）について、補助金を交付しています。

老人クラブ活動による会議や各事業等への賄いと混同されがちな要素もあり、より明確な補助制度・施策へと充実を図りながら継続実施します。

#### ⑦宅老所等整備運営費補助事業の実施【保健福祉課】

**宅老所等整備運営費補助事業**は、高齢者等が同世代や異世代との交流による介護予防や、心身の健康保持・増進を図ることを目的として宅老所などの整備運営事業を行う者に対し、補助金を交付しています。

・社会福祉法人、医療法人、農業協同組合、NPOで事業の継続性が認められる者。

地域やNPOなどによる住民参加の自主的な運営に基づく身近な居場所や交流場所の確保を図るため、本補助金の活用による施設整備を進めます。

## （２）安心な介護の実現

#### ①介護保険サービスの基盤整備【医療保険課】

介護が必要になっても住み慣れた地域での暮らしを実現するため、また、介護者の負担軽減・就労継続支援の観点から、中長期的な視点で高齢者人口や認定者数を見込み、必要な居宅サービスの提供体制の確保に努めるとともに、地域のニーズに応じた計画的な施設サービスの供給等について検討していきます。

## ②介護人材の確保と生産性の向上【医療保険課】

高齢化が進む中で、今後も増加することが想定される介護ニーズに対応し、質の高いサービスを安定的に供給するため、県や町内事業所等と連携し、介護現場の負担軽減等の取組やICTの活用を含めた介護現場革新に向けた周知広報を進め、介護現場のイメージ刷新に努めるとともに、ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進について検討します。

I市4町(彦根市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町)の協働による福祉のしごと就職フェアを開催する等、元気高齢者も含めた多様な人材の参入促進に努めます。

## ③介護離職防止の推進【医療保険課】

社会的な問題となっている介護離職の防止に向けて、労働担当部局等と連携した職場環境の改善や、仕事と介護の両立のための制度に関する普及啓発等の取組を進めます。

## ④介護給付費適正化事業の実施【医療保険課】

**介護給付費適正化事業は**、介護(予防)給付について、不要な介護サービスが提供されていないかの検証、介護保険制度の趣旨の徹底や必要な情報の提供、適切なサービスを提供できる環境の整備を行い、介護給付等に要する費用の適正化を図っていくものです。

これまでの給付適正化主要5事業(「要介護認定の適正化」「ケアプランの点検」「住宅改修等の点検」「縦覧点検・医療情報との突合」および「介護給付費通知」)が3事業に再編されました。

<介護給付適正化の主要3事業>

ケアプランの点検(住宅改修等の点検を含む)／要介護認定の適正化／縦覧点検・医療情報との突合  
※「介護給付費通知」は任意事業となる

給付適正化主要3事業を実施するとともに、給付適正化主要3事業の取組状況の見える化について検討します。

特に、「ケアプランの点検(住宅改修等の点検を含む)」については、介護給付適正化システム等を活用しながら実施件数の拡大を図るとともに、介護支援専門員の資格を有する等、ノウハウを持った職員と連携し、継続的な点検を実施していきます。

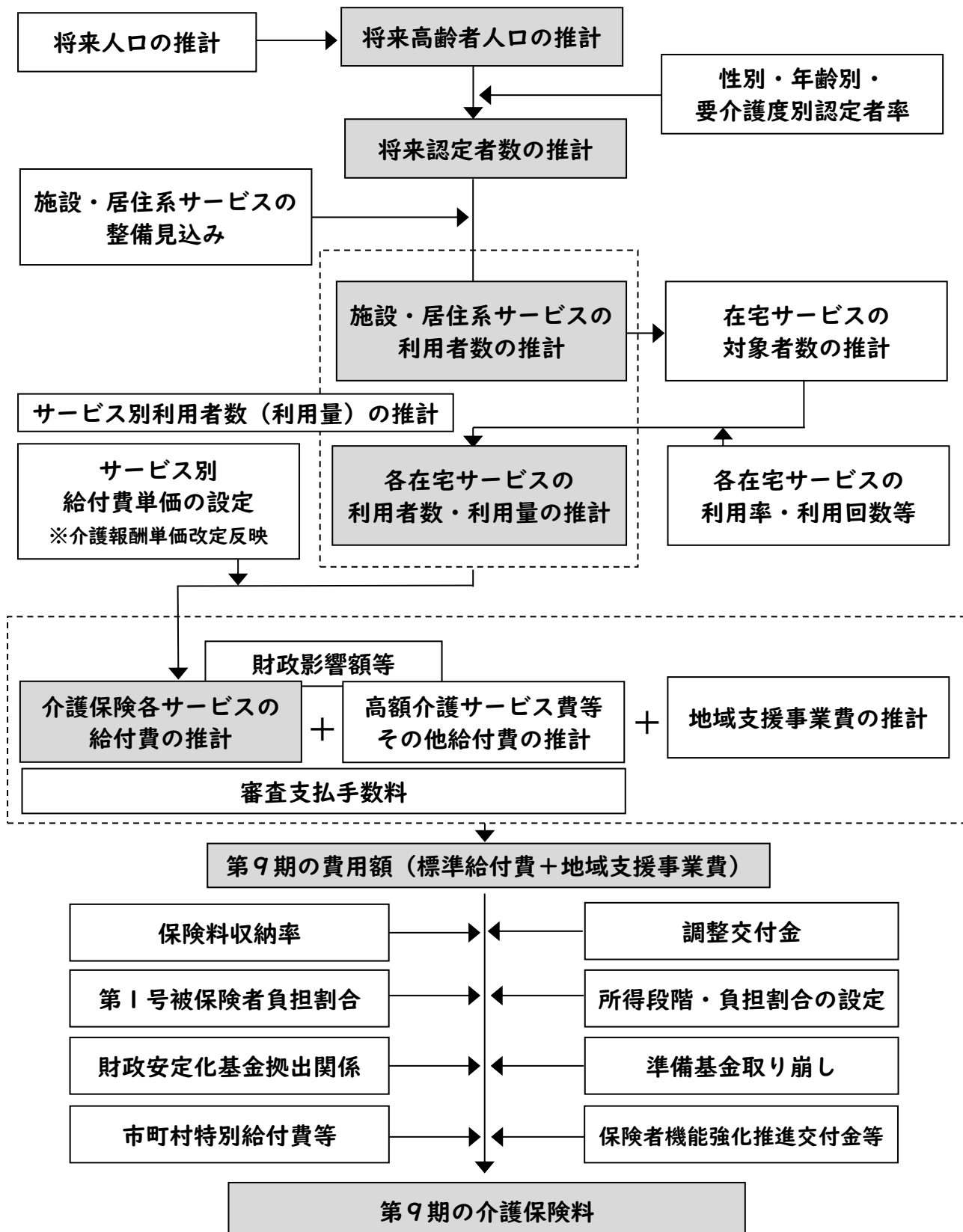
| 指 標                      | 単 位 | 実 績 |    | 見 込 み |    |    |
|--------------------------|-----|-----|----|-------|----|----|
|                          |     | R4  | R5 | R6    | R7 | R8 |
| 介護給付等費用適正化事業におけるケアプラン点検数 | 件   | 39  | 50 | 55    | 55 | 55 |

※R5値は実績見込み

# 第5章 介護保険事業計画

## I 介護保険料の計算の流れ

介護保険料は、地域包括ケア「見える化」システムを活用し（将来人口の推計を除く）、次のような流れで算出します。



## 2 日常生活圏域の設定

地域包括ケアシステムの構築単位として想定されている「日常生活圏域」は、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続しながら、きめ細かく多様なサービスが受けられるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護サービスの提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案して定める区域のことです。

本町においては地理的条件、人口、交通、その他の社会的条件、施設の整備の状況等を総合的に勘案して第8期計画に引き続き1圏域とします。

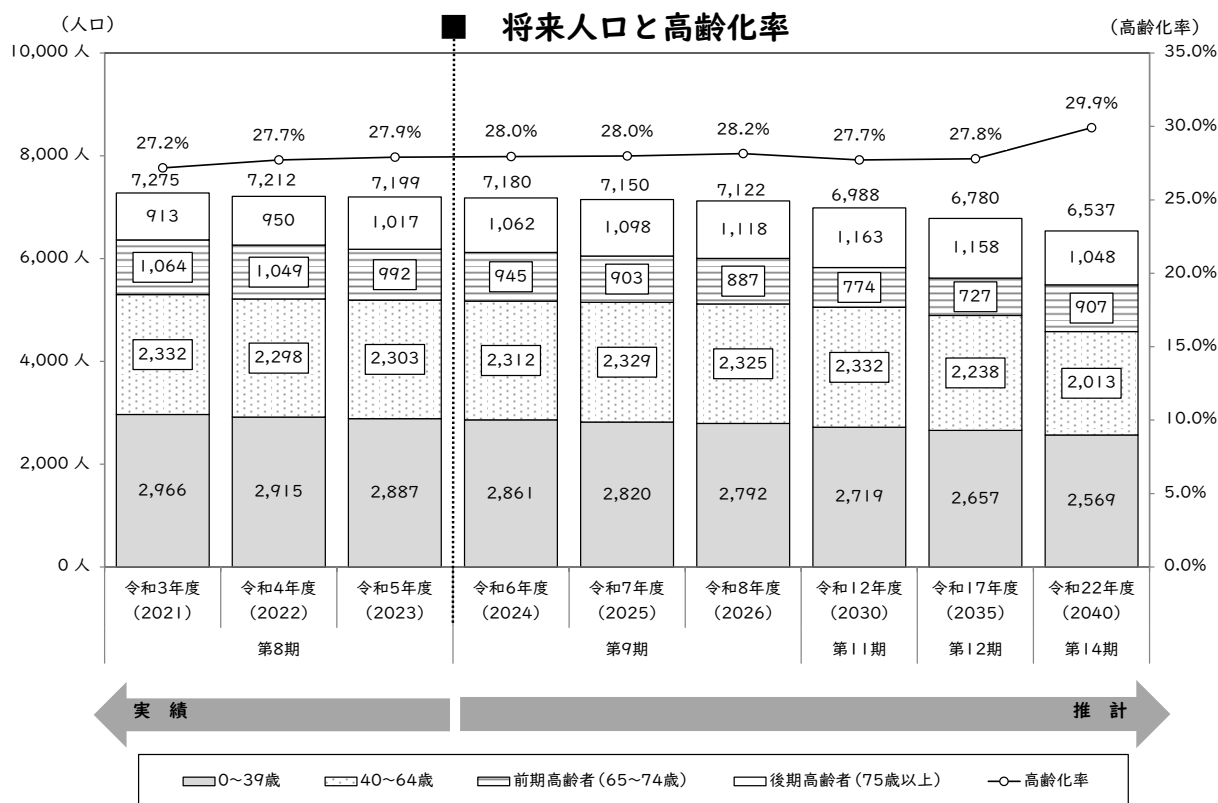
## 3 人口・認定者数の推計

### (1) 人口推計

本町の総人口は今後も緩やかに減少し、令和5年度の7,199人から令和22年度には6,537人となる見込みです。

40～64歳（第2号被保険者）についても、緩やかに減少し、令和22年度には2,013人となる見込みです。

65歳以上の高齢者（第1号被保険者）人口の減少は、中長期的には総人口と比べて緩やかに進むため、高齢化率については増加傾向で推移し、令和22年度には29.9%となる見込みです。



※住民基本台帳(各年度9月末)データを用いて、コホート変化率法により推計



65歳以上の高齢者（第1号被保険者）についてみると、令和5年度の2,009人から、令和22年度には1,955人となる見込みです。

75歳以上の後期高齢者については令和12年度頃まで増加し、以降は減少する見込みですが、令和5年度の1,017人から令和22年度においても1,048人と、現状を上回る状況が当面継続すると想定されます。

なお、特に介護需要に結びつきやすい85歳以上の高齢者については、令和5年度の305人から、令和22年度は432人と大きく増加することが見込まれます。

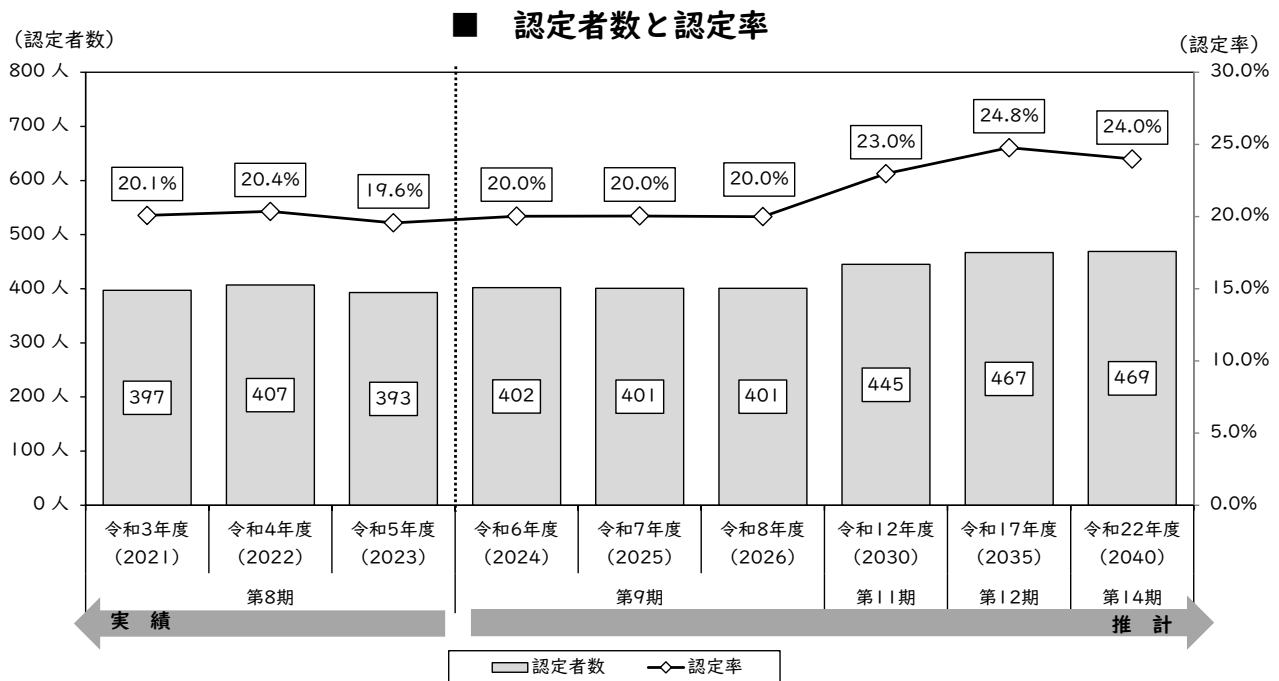
| 単位：人   | 第8期             |                 |                 | 第9期             |                 |                 | 第11期             | 第12期             | 第14期             |
|--------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|------------------|
|        | 令和3年度<br>(2021) | 令和4年度<br>(2022) | 令和5年度<br>(2023) | 令和6年度<br>(2024) | 令和7年度<br>(2025) | 令和8年度<br>(2026) | 令和12年度<br>(2030) | 令和17年度<br>(2035) | 令和22年度<br>(2040) |
| 総数     | 7,275           | 7,212           | 7,199           | 7,180           | 7,150           | 7,122           | 6,988            | 6,780            | 6,537            |
| 0～14歳  | 1,068           | 1,027           | 1,004           | 965             | 927             | 897             | 809              | 774              | 739              |
| 15～39歳 | 1,898           | 1,888           | 1,883           | 1,896           | 1,893           | 1,895           | 1,910            | 1,883            | 1,830            |
| 40～64歳 | 2,332           | 2,298           | 2,303           | 2,312           | 2,329           | 2,325           | 2,332            | 2,238            | 2,013            |
| 65歳以上  | 1,977           | 1,999           | 2,009           | 2,007           | 2,001           | 2,005           | 1,937            | 1,885            | 1,955            |
| 65～74歳 | 1,064           | 1,049           | 992             | 945             | 903             | 887             | 774              | 727              | 907              |
| 65～69歳 | 478             | 477             | 471             | 471             | 450             | 429             | 343              | 396              | 524              |
| 70～74歳 | 586             | 572             | 521             | 474             | 453             | 458             | 431              | 331              | 383              |
| 75歳以上  | 913             | 950             | 1,017           | 1,062           | 1,098           | 1,118           | 1,163            | 1,158            | 1,048            |
| 75～79歳 | 340             | 365             | 424             | 458             | 499             | 534             | 412              | 393              | 300              |
| 80～84歳 | 244             | 256             | 288             | 304             | 297             | 271             | 405              | 330              | 316              |
| 85～89歳 | 184             | 179             | 153             | 152             | 157             | 172             | 210              | 281              | 234              |
| 90歳以上  | 145             | 150             | 152             | 148             | 145             | 141             | 136              | 154              | 198              |
| 総数     | 100.0%          | 100.0%          | 100.0%          | 100.0%          | 100.0%          | 100.0%          | 100.0%           | 100.0%           | 100.0%           |
| 0～14歳  | 14.7%           | 14.2%           | 13.9%           | 13.4%           | 13.0%           | 12.6%           | 11.6%            | 11.4%            | 11.3%            |
| 15～39歳 | 26.1%           | 26.2%           | 26.2%           | 26.4%           | 26.5%           | 26.6%           | 27.3%            | 27.8%            | 28.0%            |
| 40～64歳 | 32.1%           | 31.9%           | 32.0%           | 32.2%           | 32.6%           | 32.6%           | 33.4%            | 33.0%            | 30.8%            |
| 65歳以上  | 27.2%           | 27.7%           | 27.9%           | 28.0%           | 28.0%           | 28.2%           | 27.7%            | 27.8%            | 29.9%            |
| 65～74歳 | 14.6%           | 14.5%           | 13.8%           | 13.2%           | 12.6%           | 12.5%           | 11.1%            | 10.7%            | 13.9%            |
| 65～69歳 | 6.6%            | 6.6%            | 6.5%            | 6.6%            | 6.3%            | 6.0%            | 4.9%             | 5.8%             | 8.0%             |
| 70～74歳 | 8.1%            | 7.9%            | 7.2%            | 6.6%            | 6.3%            | 6.4%            | 6.2%             | 4.9%             | 5.9%             |
| 75歳以上  | 12.5%           | 13.2%           | 14.1%           | 14.8%           | 15.4%           | 15.7%           | 16.6%            | 17.1%            | 16.0%            |
| 75～79歳 | 4.7%            | 5.1%            | 5.9%            | 6.4%            | 7.0%            | 7.5%            | 5.9%             | 5.8%             | 4.6%             |
| 80～84歳 | 3.4%            | 3.5%            | 4.0%            | 4.2%            | 4.2%            | 3.8%            | 5.8%             | 4.9%             | 4.8%             |
| 85～89歳 | 2.5%            | 2.5%            | 2.1%            | 2.1%            | 2.2%            | 2.4%            | 3.0%             | 4.1%             | 3.6%             |
| 90歳以上  | 2.0%            | 2.1%            | 2.1%            | 2.1%            | 2.0%            | 2.0%            | 1.9%             | 2.3%             | 3.0%             |

※住民基本台帳（各年度9月末）データを用いて、コホート変化率法により推計

## (2) 認定者数の推計

認定者数については令和5年度の393人から増加傾向で推移し、令和22年度には469人となる見込みです。

認定率については、85歳以上の高齢者が増加していく中で、令和5年度の19.6%から、令和17年度には24.8%となり、その後減少に転じ、令和22年度には24.0%となる見込みです。



| 単位:人     | 第8期             |                 |                 | 第9期             |                 |                 | 第11期             | 第12期             | 第14期             |
|----------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|------------------|
|          | 令和3年度<br>(2021) | 令和4年度<br>(2022) | 令和5年度<br>(2023) | 令和6年度<br>(2024) | 令和7年度<br>(2025) | 令和8年度<br>(2026) | 令和12年度<br>(2030) | 令和17年度<br>(2035) | 令和22年度<br>(2040) |
| 第1号被保険者数 | 1,977           | 1,999           | 2,009           | 2,007           | 2,001           | 2,005           | 1,937            | 1,885            | 1,955            |
| 認定者数     | 397             | 407             | 393             | 402             | 401             | 401             | 445              | 467              | 469              |
| 要支援1     | 45              | 51              | 31              | 32              | 32              | 31              | 35               | 32               | 35               |
| 要支援2     | 35              | 34              | 41              | 40              | 41              | 42              | 47               | 46               | 43               |
| 要介護1     | 65              | 78              | 84              | 90              | 89              | 90              | 99               | 101              | 101              |
| 要介護2     | 87              | 97              | 83              | 84              | 83              | 83              | 93               | 101              | 102              |
| 要介護3     | 79              | 66              | 69              | 69              | 69              | 70              | 78               | 85               | 86               |
| 要介護4     | 50              | 50              | 53              | 57              | 57              | 55              | 62               | 66               | 65               |
| 要介護5     | 36              | 31              | 32              | 30              | 30              | 30              | 31               | 36               | 37               |
| 認定率      | 20.1%           | 20.4%           | 19.6%           | 20.0%           | 20.0%           | 20.0%           | 23.0%            | 24.8%            | 24.0%            |

※介護保険事業状況報告(各年度9月末現在)データを用いた地域包括ケア「見える化」システムによる自然体推計

※認定率は第1号被保険者数に対する比率

## 4 介護保険サービスの量の見込み

○令和3～5年度値は介護保険事業状況報告に基づき地域包括ケア「見える化」システムに自動入力された実績値。  
 なお、令和5年度値については令和4年度の各月累計実績に、令和5年度9月末までの累計値と令和4年度の同月までの累計値を比較した変化率を乗じて年度累計が見込まれており、実際の値とは異なる場合がある。  
 ○令和6年度以降は地域包括ケア「見える化」システムを用いた推計値となる。

### (1) 予防給付利用量の見込み

第9期の要支援認定者数は、令和5年度と概ね同程度と見込まれる中で、予防給付の利用量についても、令和5年度と概ね同様の水準で推移することを見込んでいます。

| 予防給付                     |       | 第8期             |                 |                 | 第9期             |                 |                 | 第14期             |
|--------------------------|-------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|
|                          |       | 令和3年度<br>(2021) | 令和4年度<br>(2022) | 令和5年度<br>(2023) | 令和6年度<br>(2024) | 令和7年度<br>(2025) | 令和8年度<br>(2026) | 令和22年度<br>(2040) |
| <b>(1) 介護予防サービス</b>      |       |                 |                 |                 |                 |                 |                 |                  |
| 介護予防訪問入浴介護               | 回数(回) | 0.0             | 0.0             | 0.0             | 0.0             | 0.0             | 0.0             | 0.0              |
|                          | 人数(人) | 0               | 0               | 0               | 0               | 0               | 0               | 0                |
| 介護予防訪問看護                 | 回数(回) | 5.0             | 9.6             | 13.6            | 13.6            | 13.6            | 13.6            | 13.6             |
|                          | 人数(人) | 2               | 3               | 4               | 4               | 4               | 4               | 4                |
| 介護予防訪問リハビリテーション          | 回数(回) | 8.3             | 7.5             | 7.1             | 7.1             | 7.1             | 7.1             | 7.1              |
|                          | 人数(人) | 1               | 1               | 1               | 1               | 1               | 1               | 1                |
| 介護予防居宅療養管理指導             | 人数(人) | 1               | 1               | 1               | 1               | 1               | 1               | 1                |
| 介護予防通所リハビリテーション          | 人数(人) | 8               | 13              | 15              | 15              | 15              | 15              | 16               |
| 介護予防短期入所生活介護             | 日数(日) | 0.0             | 0.0             | 0.0             | 0.0             | 0.0             | 0.0             | 0.0              |
|                          | 人数(人) | 0               | 0               | 0               | 0               | 0               | 0               | 0                |
| 介護予防短期入所療養介護<br>(老健)     | 日数(日) | 0.0             | 0.0             | 0.0             | 0.0             | 0.0             | 0.0             | 0.0              |
|                          | 人数(人) | 0               | 0               | 0               | 0               | 0               | 0               | 0                |
| 介護予防短期入所療養介護<br>(病院等)    | 日数(日) | 0.0             | 0.0             | 0.0             | 0.0             | 0.0             | 0.0             | 0.0              |
|                          | 人数(人) | 0               | 0               | 0               | 0               | 0               | 0               | 0                |
| 介護予防短期入所療養介護<br>(介護医療院)  | 日数(日) | 0.0             | 0.0             | 0.0             | 0.0             | 0.0             | 0.0             | 0.0              |
|                          | 人数(人) | 0               | 0               | 0               | 0               | 0               | 0               | 0                |
| 介護予防福祉用具貸与               | 人数(人) | 17              | 19              | 21              | 21              | 21              | 21              | 23               |
| 特定介護予防福祉用具購入費            | 人数(人) | 0               | 1               | 1               | 1               | 1               | 1               | 2                |
| 介護予防住宅改修                 | 人数(人) | 0               | 1               | 0               | 1               | 1               | 1               | 1                |
| 介護予防特定施設入居者生活介護          | 人数(人) | 1               | 1               | 1               | 1               | 1               | 1               | 1                |
| <b>(2) 地域密着型介護予防サービス</b> |       |                 |                 |                 |                 |                 |                 |                  |
| 介護予防認知症対応型通所介護           | 回数(回) | 0.0             | 0.0             | 0.0             | 0.0             | 0.0             | 0.0             | 0.0              |
|                          | 人数(人) | 0               | 0               | 0               | 0               | 0               | 0               | 0                |
| 介護予防小規模多機能型居宅介護          | 人数(人) | 0               | 0               | 0               | 0               | 0               | 0               | 0                |
| 介護予防認知症対応型共同生活介護         | 人数(人) | 0               | 0               | 0               | 0               | 0               | 0               | 0                |
| <b>(3) 介護予防支援</b>        |       |                 |                 |                 |                 |                 |                 |                  |
|                          | 人数(人) | 23              | 31              | 37              | 38              | 38              | 37              | 40               |

※回(日)数は1月あたりの数、人数は1月あたりの利用者数

## (2) 介護給付利用量の見込み

新型コロナウイルス感染症の影響に伴うサービス利用抑制は令和5年度において解消されたことを前提としつつ、第9期の介護給付については、微増傾向で推移する方向で見込んでいます。

なお、認知症対応型通所介護については、町内の事業所が閉鎖されたことを踏まえ、見込みを設定しています。

| 介護給付                    |       | 第8期             |                 |                 | 第9期             |                 |                 | 第14期             |
|-------------------------|-------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|
|                         |       | 令和3年度<br>(2021) | 令和4年度<br>(2022) | 令和5年度<br>(2023) | 令和6年度<br>(2024) | 令和7年度<br>(2025) | 令和8年度<br>(2026) | 令和22年度<br>(2040) |
| <b>(1) 居宅サービス</b>       |       |                 |                 |                 |                 |                 |                 |                  |
| 訪問介護                    | 回数(回) | 1,139.2         | 1,262.0         | 1,437.8         | 1,460.5         | 1,507.9         | 1,507.9         | 1,784.4          |
|                         | 人数(人) | 47              | 56              | 65              | 66              | 67              | 67              | 80               |
| 訪問入浴介護                  | 回数(回) | 16.1            | 13.5            | 13.7            | 17.4            | 17.4            | 17.4            | 21.3             |
|                         | 人数(人) | 3               | 3               | 3               | 4               | 4               | 4               | 5                |
| 訪問看護                    | 回数(回) | 110.8           | 143.6           | 217.1           | 231.1           | 231.1           | 231.1           | 278.2            |
|                         | 人数(人) | 25              | 29              | 37              | 39              | 39              | 39              | 47               |
| 訪問リハビリテーション             | 回数(回) | 83.3            | 48.7            | 38.1            | 45.4            | 45.4            | 45.4            | 63.1             |
|                         | 人数(人) | 8               | 6               | 4               | 5               | 5               | 5               | 7                |
| 居宅療養管理指導                | 人数(人) | 9               | 12              | 27              | 29              | 29              | 28              | 33               |
| 通所介護                    | 回数(回) | 1,071.8         | 1,188.4         | 1,307.3         | 1,347.3         | 1,356.5         | 1,366.5         | 1,629.2          |
|                         | 人数(人) | 99              | 113             | 121             | 125             | 126             | 127             | 151              |
| 通所リハビリテーション             | 回数(回) | 179.1           | 175.5           | 174.0           | 180.4           | 180.4           | 180.4           | 213.4            |
|                         | 人数(人) | 27              | 27              | 27              | 28              | 28              | 28              | 33               |
| 短期入所生活介護                | 日数(日) | 234.8           | 259.8           | 266.5           | 266.5           | 280.9           | 280.9           | 313.7            |
|                         | 人数(人) | 21              | 22              | 21              | 21              | 22              | 22              | 25               |
| 短期入所療養介護<br>(老健)        | 日数(日) | 14.1            | 12.8            | 21.3            | 21.3            | 21.3            | 21.3            | 21.3             |
|                         | 人数(人) | 3               | 3               | 3               | 3               | 3               | 3               | 3                |
| 短期入所療養介護<br>(病院等)       | 日数(日) | 0.0             | 0.0             | 0.0             | 0.0             | 0.0             | 0.0             | 0.0              |
|                         | 人数(人) | 0               | 0               | 0               | 0               | 0               | 0               | 0                |
| 介護予防短期入所療養介護<br>(介護医療院) | 日数(日) | 0.0             | 0.0             | 0.0             | 0.0             | 0.0             | 0.0             | 0.0              |
|                         | 人数(人) | 0               | 0               | 0               | 0               | 0               | 0               | 0                |
| 福祉用具貸与                  | 人数(人) | 122             | 133             | 154             | 158             | 159             | 162             | 190              |
| 特定福祉用具購入費               | 人数(人) | 2               | 3               | 3               | 3               | 3               | 3               | 4                |
| 住宅改修費                   | 人数(人) | 2               | 1               | 1               | 1               | 1               | 1               | 2                |
| 特定施設入居者生活介護             | 人数(人) | 5               | 6               | 7               | 7               | 7               | 7               | 8                |
| <b>(2) 地域密着型サービス</b>    |       |                 |                 |                 |                 |                 |                 |                  |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護        | 人数(人) | 0               | 0               | 0               | 0               | 0               | 0               | 0                |
| 夜間対応型訪問介護               | 人数(人) | 0               | 0               | 0               | 0               | 0               | 0               | 0                |
| 地域密着型通所介護               | 回数(回) | 45.8            | 45.1            | 18.4            | 48.4            | 48.4            | 48.4            | 57.6             |
|                         | 人数(人) | 4               | 4               | 2               | 4               | 4               | 4               | 5                |
| 認知症対応型通所介護              | 回数(回) | 61.3            | 48.9            | 38.4            | 21.2            | 21.2            | 21.2            | 21.2             |
|                         | 人数(人) | 5               | 4               | 3               | 1               | 1               | 1               | 1                |
| 小規模多機能型居宅介護             | 人数(人) | 2               | 2               | 2               | 2               | 2               | 2               | 2                |
| 認知症対応型共同生活介護            | 人数(人) | 7               | 7               | 7               | 7               | 7               | 7               | 8                |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護        | 人数(人) | 0               | 0               | 0               | 0               | 0               | 0               | 0                |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護    | 人数(人) | 0               | 0               | 0               | 0               | 0               | 0               | 0                |
| 看護小規模多機能型居宅介護           | 人数(人) | 0               | 0               | 0               | 0               | 0               | 0               | 0                |
| <b>(3) 施設サービス</b>       |       |                 |                 |                 |                 |                 |                 |                  |
| 介護老人福祉施設                | 人数(人) | 58              | 49              | 43              | 43              | 43              | 43              | 52               |
| 介護老人保健施設                | 人数(人) | 17              | 16              | 18              | 18              | 18              | 18              | 21               |
| 介護医療院                   | 人数(人) | 3               | 3               | 2               | 2               | 2               | 2               | 2                |
| 介護療養型医療施設               | 人数(人) | 0               | 0               | 0               |                 |                 |                 |                  |
| <b>(4) 居宅介護支援</b>       | 人数(人) | 175             | 192             | 207             | 215             | 215             | 217             | 254              |

※回(日)数は1月あたりの数、人数は1月あたりの利用者数

## 5 総給付費の推計

第9期の給付費については、介護報酬単価の改定やサービス利用量の変化等に伴い、第8期計画期間と比べ増加を見込んでいます。

### (1) 総給付費の見込み

| 単位:千円 | 第8期             |                 |                 | 第9期             |                 |                 | 第14期             |
|-------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|
|       | 令和3年度<br>(2021) | 令和4年度<br>(2022) | 令和5年度<br>(2023) | 令和6年度<br>(2024) | 令和7年度<br>(2025) | 令和8年度<br>(2026) | 令和22年度<br>(2040) |
| 予防給付費 | 6,802           | 10,284          | 10,267          | 11,465          | 11,476          | 11,422          | 12,246           |
| 介護給付費 | 553,048         | 546,924         | 577,787         | 594,148         | 600,025         | 602,030         | 710,108          |
| 総給付費  | 559,850         | 557,208         | 588,055         | 605,613         | 611,501         | 613,452         | 722,354          |

※年度間累計の金額

※四捨五入の関係で合計と内訳が一致しない場合があります

### (2) 予防給付費の見込みの内訳

| 予防給付<br>(単位:千円)          | 第8期             |                 |                 | 第9期             |                 |                 | 第14期             |
|--------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|
|                          | 令和3年度<br>(2021) | 令和4年度<br>(2022) | 令和5年度<br>(2023) | 令和6年度<br>(2024) | 令和7年度<br>(2025) | 令和8年度<br>(2026) | 令和22年度<br>(2040) |
| <b>(1) 介護予防サービス</b>      | <b>5,551</b>    | <b>8,560</b>    | <b>8,292</b>    | <b>9,408</b>    | <b>9,416</b>    | <b>9,416</b>    | <b>10,078</b>    |
| 介護予防訪問入浴介護               | 0               | 0               | 0               | 0               | 0               | 0               | 0                |
| 介護予防訪問看護                 | 429             | 734             | 1,154           | 1,170           | 1,171           | 1,171           | 1,171            |
| 介護予防訪問リハビリテーション          | 288             | 250             | 236             | 240             | 240             | 240             | 240              |
| 介護予防居宅療養管理指導             | 43              | 37              | 37              | 37              | 37              | 37              | 37               |
| 介護予防通所リハビリテーション          | 2,765           | 4,859           | 4,901           | 4,970           | 4,976           | 4,976           | 5,249            |
| 介護予防短期入所生活介護             | 0               | 0               | 0               | 0               | 0               | 0               | 0                |
| 介護予防短期入所療養介護(老健)         | 0               | 0               | 0               | 0               | 0               | 0               | 0                |
| 介護予防短期入所療養介護(病院等)        | 0               | 0               | 0               | 0               | 0               | 0               | 0                |
| 介護予防短期入所療養介護(介護医療院)      | 0               | 0               | 0               | 0               | 0               | 0               | 0                |
| 介護予防福祉用具貸与               | 877             | 1,164           | 1,186           | 1,186           | 1,186           | 1,186           | 1,300            |
| 特定介護予防福祉用具購入費            | 41              | 168             | 143             | 143             | 143             | 143             | 418              |
| 介護予防住宅改修                 | 424             | 653             | 0               | 1,017           | 1,017           | 1,017           | 1,017            |
| 介護予防特定施設入居者生活介護          | 685             | 694             | 636             | 645             | 646             | 646             | 646              |
| <b>(2) 地域密着型介護予防サービス</b> | <b>0</b>        | <b>0</b>        | <b>0</b>        | <b>0</b>        | <b>0</b>        | <b>0</b>        | <b>0</b>         |
| 介護予防認知症対応型通所介護           | 0               | 0               | 0               | 0               | 0               | 0               | 0                |
| 介護予防小規模多機能型居宅介護          | 0               | 0               | 0               | 0               | 0               | 0               | 0                |
| 介護予防認知症対応型共同生活介護         | 0               | 0               | 0               | 0               | 0               | 0               | 0                |
| <b>(3) 介護予防支援</b>        | <b>1,251</b>    | <b>1,723</b>    | <b>1,976</b>    | <b>2,057</b>    | <b>2,060</b>    | <b>2,006</b>    | <b>2,168</b>     |
| <b>合 計</b>               | <b>6,802</b>    | <b>10,284</b>   | <b>10,267</b>   | <b>11,465</b>   | <b>11,476</b>   | <b>11,422</b>   | <b>12,246</b>    |

※年度間累計の金額

※四捨五入の関係で合計と内訳が一致しない場合があります

### (3) 介護給付費の見込みの内訳

| 介護給付<br>(単位:千円)      | 第8期             |                 |                 | 第9期             |                 |                 | 第14期             |
|----------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|
|                      | 令和3年度<br>(2021) | 令和4年度<br>(2022) | 令和5年度<br>(2023) | 令和6年度<br>(2024) | 令和7年度<br>(2025) | 令和8年度<br>(2026) | 令和22年度<br>(2040) |
| <b>(1) 居宅サービス</b>    | <b>226,841</b>  | <b>250,896</b>  | <b>290,077</b>  | <b>300,487</b>  | <b>305,907</b>  | <b>307,556</b>  | <b>364,130</b>   |
| 訪問介護                 | 35,916          | 41,597          | 49,814          | 51,367          | 52,948          | 52,948          | 62,715           |
| 訪問入浴介護               | 2,450           | 1,997           | 2,108           | 2,709           | 2,712           | 2,712           | 3,315            |
| 訪問看護                 | 9,416           | 10,450          | 13,773          | 14,772          | 14,791          | 14,791          | 18,242           |
| 訪問リハビリテーション          | 3,147           | 1,781           | 1,527           | 1,811           | 1,813           | 1,813           | 2,512            |
| 居宅療養管理指導             | 1,168           | 1,555           | 3,106           | 3,352           | 3,356           | 3,268           | 3,876            |
| 通所介護                 | 100,736         | 110,920         | 124,183         | 129,257         | 130,812         | 131,993         | 157,338          |
| 通所リハビリテーション          | 14,924          | 16,372          | 16,751          | 17,398          | 17,420          | 17,420          | 20,965           |
| 短期入所生活介護             | 23,422          | 26,638          | 28,747          | 29,152          | 30,857          | 30,857          | 34,268           |
| 短期入所療養介護(老健)         | 1,857           | 1,741           | 3,120           | 3,164           | 3,168           | 3,168           | 3,168            |
| 短期入所療養介護(病院等)        | 0               | 0               | 0               | 0               | 0               | 0               | 0                |
| 短期入所療養介護(介護医療院)      | 0               | 0               | 0               | 0               | 0               | 0               | 0                |
| 福祉用具貸与               | 20,367          | 23,405          | 27,623          | 27,941          | 28,444          | 29,000          | 34,127           |
| 特定福祉用具購入費            | 491             | 805             | 937             | 937             | 937             | 937             | 1,207            |
| 住宅改修費                | 1,590           | 1,003           | 1,388           | 1,388           | 1,388           | 1,388           | 2,352            |
| 特定施設入居者生活介護          | 11,359          | 12,632          | 16,999          | 17,239          | 17,261          | 17,261          | 20,045           |
| <b>(2) 地域密着型サービス</b> | <b>39,015</b>   | <b>40,428</b>   | <b>37,057</b>   | <b>38,119</b>   | <b>38,168</b>   | <b>38,168</b>   | <b>42,688</b>    |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護     | 0               | 0               | 0               | 0               | 0               | 0               | 0                |
| 夜間対応型訪問介護            | 0               | 0               | 0               | 0               | 0               | 0               | 0                |
| 地域密着型通所介護            | 5,191           | 4,872           | 2,024           | 4,809           | 4,815           | 4,815           | 5,842            |
| 認知症対応型通所介護           | 8,030           | 6,587           | 5,303           | 3,160           | 3,164           | 3,164           | 3,164            |
| 小規模多機能型居宅介護          | 6,743           | 6,790           | 6,850           | 6,947           | 6,956           | 6,956           | 6,956            |
| 認知症対応型共同生活介護         | 19,051          | 22,178          | 22,880          | 23,203          | 23,233          | 23,233          | 26,726           |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護     | 0               | 0               | 0               | 0               | 0               | 0               | 0                |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 0               | 0               | 0               | 0               | 0               | 0               | 0                |
| 看護小規模多機能型居宅介護        | 0               | 0               | 0               | 0               | 0               | 0               | 0                |
| <b>(3) 施設サービス</b>    | <b>256,142</b>  | <b>222,087</b>  | <b>214,970</b>  | <b>218,005</b>  | <b>218,281</b>  | <b>218,281</b>  | <b>258,820</b>   |
| 介護老人福祉施設             | 183,908         | 157,096         | 139,351         | 141,318         | 141,497         | 141,497         | 171,009          |
| 介護老人保健施設             | 61,843          | 52,470          | 66,498          | 67,437          | 67,523          | 67,523          | 78,550           |
| 介護医療院                | 10,391          | 12,521          | 9,121           | 9,250           | 9,261           | 9,261           | 9,261            |
| 介護療養型医療施設            | 0               | 0               | 0               |                 |                 |                 |                  |
| <b>(4) 居宅介護支援</b>    | <b>31,050</b>   | <b>33,513</b>   | <b>35,683</b>   | <b>37,537</b>   | <b>37,669</b>   | <b>38,025</b>   | <b>44,470</b>    |
| <b>合 計</b>           | <b>553,048</b>  | <b>546,924</b>  | <b>577,787</b>  | <b>594,148</b>  | <b>600,025</b>  | <b>602,030</b>  | <b>710,108</b>   |

※年度間累計の金額

※四捨五入の関係で合計と内訳が一致しない場合があります

## 6 標準給付費等の見込み

### (1) 標準給付費

第9期における総給付費や特定入所者介護サービス費等給付額等を含む標準給付費については、19億3,500万円程度を見込んでいます。

| (単位:円)                                    | 第9期             |                 |                 | 第14期             |
|-------------------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|
|                                           | 令和6年度<br>(2024) | 令和7年度<br>(2025) | 令和8年度<br>(2026) | 令和22年度<br>(2040) |
| 総給付費【A】                                   | 605,613,000     | 611,501,000     | 613,452,000     | 722,354,000      |
| 特定入所者介護サービス費等給付額(財政影響額調整後)<br>【B(B'+B'')】 | 18,867,326      | 19,074,870      | 19,135,728      | 22,191,023       |
| 特定入所者介護サービス費等給付額【B'】                      | 18,604,690      | 18,785,572      | 18,845,507      | 22,191,023       |
| 制度改正に伴う財政影響額【B''】                         | 262,636         | 289,298         | 290,221         | 0                |
| 高額介護サービス費等給付額(財政影響額調整後)【C(C'+C'')】        | 13,552,304      | 13,538,032      | 13,538,032      | 15,560,917       |
| 高額介護サービス費等給付額【C'】                         | 13,337,929      | 13,304,750      | 13,304,750      | 15,560,917       |
| 高額介護サービス費等の見直し等に伴う財政影響額【C''】              | 214,375         | 233,282         | 233,282         | 0                |
| 高額医療合算介護サービス費等給付額【D】                      | 1,848,053       | 1,843,456       | 1,843,456       | 2,156,062        |
| 算定対象審査支払手数料【E】                            | 599,334         | 597,816         | 597,816         | 699,246          |
| 標準給付費見込額<br>(A+B+C+D+E)                   | 640,480,017     | 646,555,174     | 648,567,032     | 762,961,248      |
|                                           | 1,935,602,223   |                 |                 |                  |

- ◇「標準給付費」は第1号被保険者の保険料算定の基礎となる介護サービスの総費用
- ◇「総給付費」は介護サービス利用料のうち、自己負担以外の介護保険から支払われる費用の総額
- ◇「特定入所者介護サービス費」は、所得の低い方が介護保険施設に入所する場合に、食費や居住費の負担を軽減するために支給されるもの(※財政影響額は給付額の調整額)
- ◇「高額介護サービス費等給付額」は、1か月に受けた介護保険サービスの1割から3割の利用者負担の合計が上限額を超えた場合、その超えた分が高額介護サービス費として支給されるもの(※財政影響額は給付額の調整額)
- ◇「高額医療合算介護サービス費等給付額」は、1年間に医療保険と介護保険の両方のサービスを利用した世帯の自己負担額の合計が著しく高額になる場合、医療・介護合算の自己負担限度額(年額)を超えた金額が高額医療合算介護サービス費として支給されるもの
- ◇「算定対象審査支払手数料」は、市町村と都道府県国保連合会との契約により定められる審査支払手数料単価のうち、国庫負担金等の算定の基準となる単価に審査支払見込件数を乗じた額

## (2) 地域支援事業費

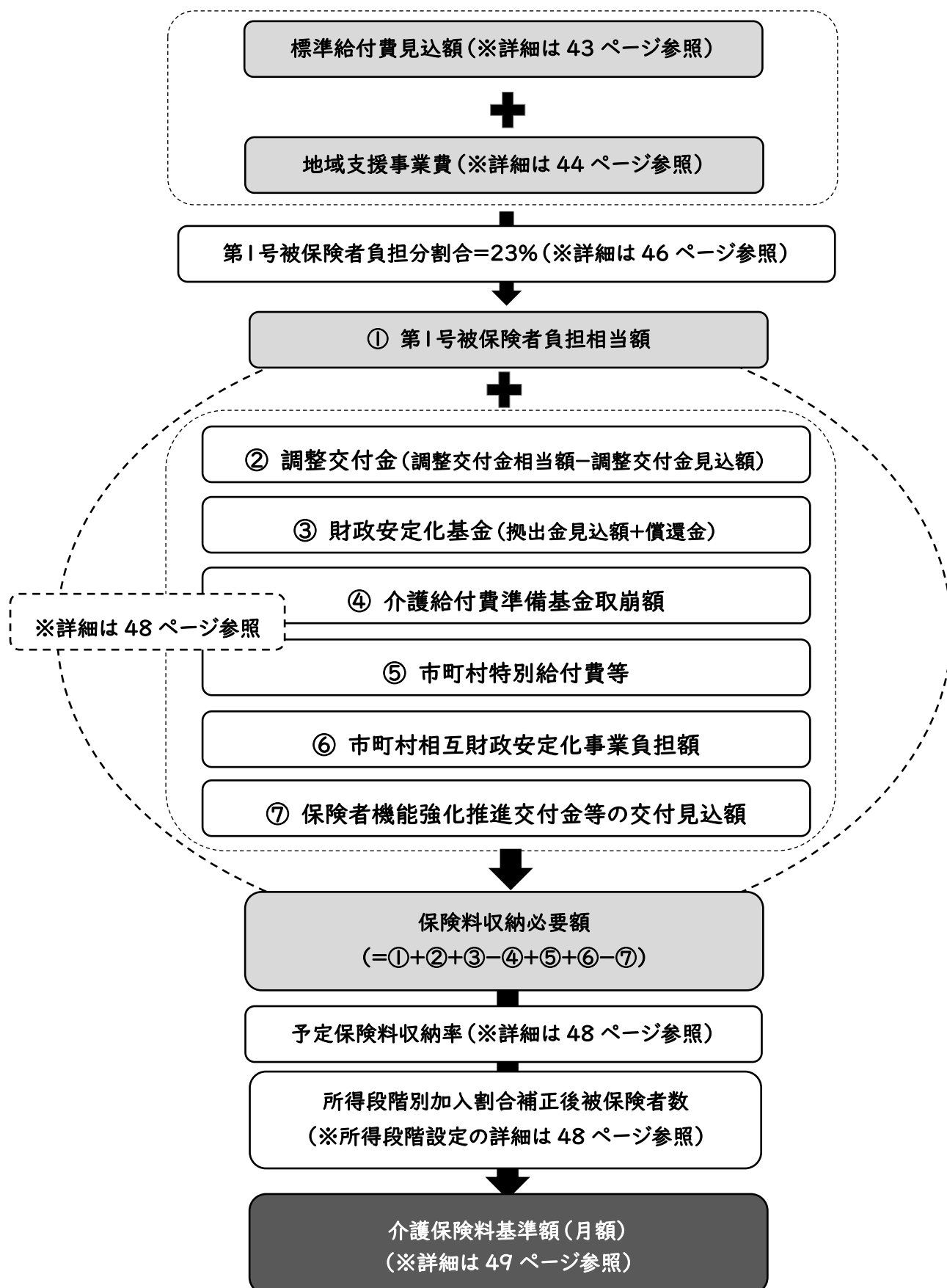
第9期の地域支援事業費については、4,200 万円程度を見込んでいます。

| (単位:円)                              | 第9期               |                   |                   | 第14期              |
|-------------------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
|                                     | 令和6年度<br>(2024)   | 令和7年度<br>(2025)   | 令和8年度<br>(2026)   | 令和22年度<br>(2040)  |
| <b>介護予防・日常生活支援総合事業費</b>             | <b>2,642,983</b>  | <b>2,638,788</b>  | <b>2,641,569</b>  | <b>2,582,078</b>  |
| 訪問介護相当サービス                          | 859,032           | 859,032           | 859,032           | 790,501           |
| 訪問型サービスA等                           | 0                 | 0                 | 0                 | 0                 |
| 通所介護相当サービス                          | 388,307           | 388,307           | 388,307           | 357,329           |
| 通所型サービスA等                           | 0                 | 0                 | 0                 | 0                 |
| 栄養改善や見守りを目的とした配食                    | 0                 | 0                 | 0                 | 0                 |
| 定期的な安否確認、緊急時の対応、住民ボランティア等の見守り       | 0                 | 0                 | 0                 | 0                 |
| その他、訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等          | 0                 | 0                 | 0                 | 0                 |
| 介護予防ケアマネジメント                        | 136,344           | 135,937           | 136,208           | 140,640           |
| 介護予防把握事業                            | 543,458           | 541,834           | 542,917           | 597,679           |
| 介護予防普及啓発事業                          | 685,317           | 683,268           | 684,634           | 664,661           |
| 地域介護予防活動支援事業                        | 0                 | 0                 | 0                 | 0                 |
| 一般介護予防事業評価事業                        | 0                 | 0                 | 0                 | 0                 |
| 地域リハビリテーション活動支援事業                   | 24,000            | 23,904            | 23,952            | 24,732            |
| 上記以外の介護予防・日常生活総合事業                  | 6,525             | 6,506             | 6,519             | 6,536             |
| <b>包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業</b> | <b>8,040,000</b>  | <b>8,039,741</b>  | <b>8,039,871</b>  | <b>7,757,720</b>  |
| 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)              | 7,975,000         | 7,975,000         | 7,975,000         | 7,636,080         |
| 任意事業                                | 65,000            | 64,741            | 64,871            | 121,640           |
| <b>包括的支援事業(社会保障充実分)</b>             | <b>3,371,000</b>  | <b>3,371,000</b>  | <b>3,371,000</b>  | <b>3,321,000</b>  |
| 在宅医療・介護連携推進事業                       | 226,000           | 226,000           | 226,000           | 226,000           |
| 生活支援体制整備事業                          | 20,000            | 20,000            | 20,000            | 20,000            |
| 認知症初期集中支援推進事業                       | 1,636,000         | 1,636,000         | 1,636,000         | 1,667,000         |
| 認知症地域支援・ケア向上事業                      | 513,000           | 513,000           | 513,000           | 513,000           |
| 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業              | 270,000           | 270,000           | 270,000           | 189,000           |
| 地域ケア会議推進事業                          | 706,000           | 706,000           | 706,000           | 706,000           |
| <b>地域支援事業費</b>                      | <b>14,053,983</b> | <b>14,049,529</b> | <b>14,052,440</b> | <b>13,660,798</b> |
|                                     | <b>42,155,952</b> |                   |                   |                   |



## 7 第1号被保険者の介護保険料

### (1) 保険料算定の詳細な手順



## (2) 財源構成

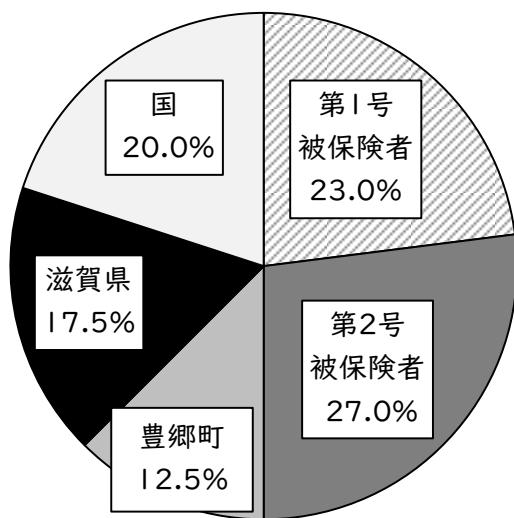
介護保険制度は、国、地方自治体、40歳以上の住民のそれぞれの負担により、社会全体で高齢者の介護を支える社会保険制度です。

介護保険のサービス提供に要する費用は、利用者の自己負担分を除き、約半分が公費（税金）で、残りの半分が40歳以上の被保険者の保険料でまかなわれます。

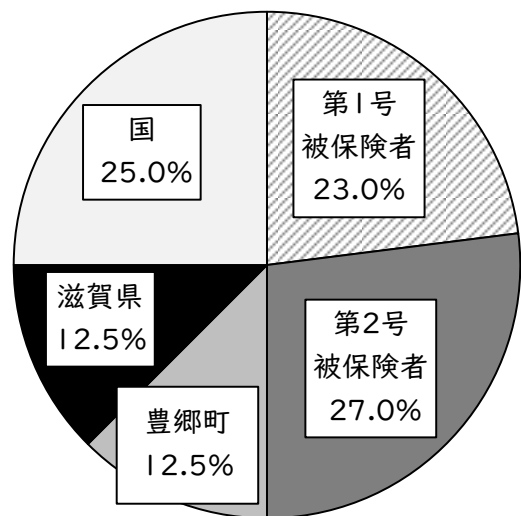
40歳以上の被保険者の保険料の負担割合は、第9期においては第8期と同様に、第1号被保険者が23%、第2号被保険者が27%となります。

### ■ 介護給付費の財源内訳

施設給付費の財源内訳

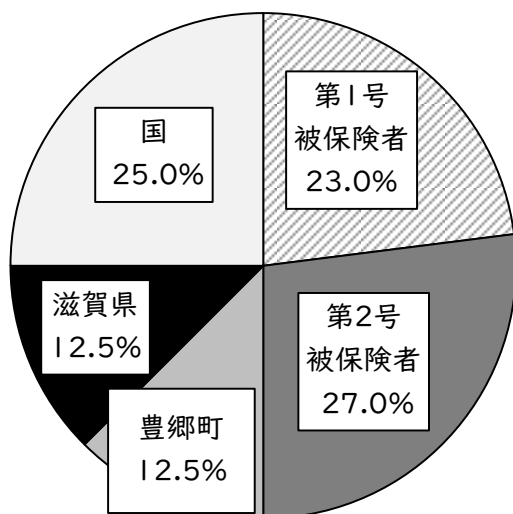


居宅給付費の財源内訳

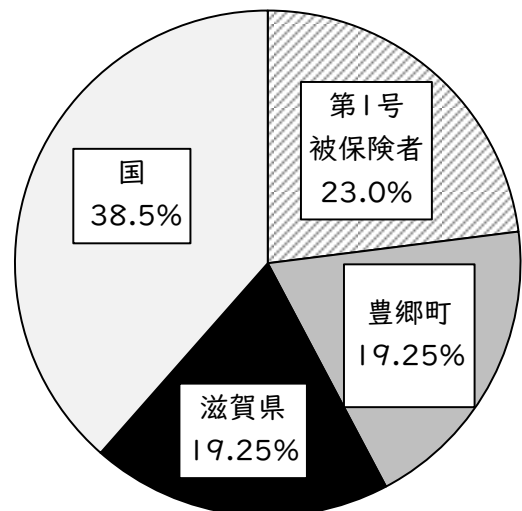


### ■ 地域支援事業費の財源内訳

介護予防・日常生活支援総合事業の財源内訳



包括的支援事業及び任意事業の財源内訳



### (3) 保険料の段階設定

第9期の保険料段階設定については、低所得者等の保険料負担を考慮した法令改正に基づく多段階化(13段階)を踏まえ、次のように見直しを行います。

第8期保険料の所得段階

| 所得段階  | 課税区分等     |       |                                              | 基準額に対する割合      |
|-------|-----------|-------|----------------------------------------------|----------------|
| 第1段階  | 本人が住民税非課税 | 世帯非課税 | 生活保護、老齢福祉年金受給、または本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下 | 0.50<br>(0.30) |
| 第2段階  |           |       | 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万超120万円以下             | 0.70<br>(0.45) |
| 第3段階  |           |       | 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超                  | 0.75<br>(0.70) |
| 第4段階  | 本人が住民税非課税 | 世帯課税  | 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下                  | 0.90           |
| 第5段階  |           |       | 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超                   | 1.00           |
| 第6段階  | 本人が住民税課税  |       | 本人の合計所得金額が120万円未満                            | 1.20           |
| 第7段階  |           |       | 本人の合計所得金額が120万円以上190万円未満                     | 1.40           |
| 第8段階  |           |       | 本人の合計所得金額が190万円以上290万円未満                     | 1.50           |
| 第9段階  |           |       | 本人の合計所得金額が290万円以上390万円未満                     | 1.70           |
| 第10段階 |           |       | 本人の合計所得金額が390万円以上490万円未満                     | 1.80           |
| 第11段階 |           |       | 本人の合計所得金額が490万円以上590万円未満                     | 1.90           |
| 第12段階 |           |       | 本人の合計所得金額が590万円以上                            | 2.00           |

第9期保険料の所得段階

| 所得段階  | 課税区分等     |       |                                              | 基準額に対する割合                      |
|-------|-----------|-------|----------------------------------------------|--------------------------------|
| 第1段階  | 本人が住民税非課税 | 世帯非課税 | 生活保護、老齢福祉年金受給、または本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下 | <u>0.455</u><br><u>(0.285)</u> |
| 第2段階  |           |       | 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万超120万円以下             | <u>0.685</u><br><u>(0.485)</u> |
| 第3段階  |           |       | 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超                  | <u>0.69</u><br><u>(0.685)</u>  |
| 第4段階  | 本人が住民税非課税 | 世帯課税  | 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下                  | 0.90                           |
| 第5段階  |           |       | 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超                   | 1.00                           |
| 第6段階  | 本人が住民税課税  |       | 本人の合計所得金額が120万円未満                            | 1.20                           |
| 第7段階  |           |       | 本人の合計所得金額が120万円以上 <u>210万円</u> 未満            | <u>1.30</u>                    |
| 第8段階  |           |       | 本人の合計所得金額が <u>210万円</u> 以上 <u>320万円</u> 未満   | 1.50                           |
| 第9段階  |           |       | 本人の合計所得金額が <u>320万円</u> 以上 <u>420万円</u> 未満   | 1.70                           |
| 第10段階 |           |       | 本人の合計所得金額が <u>420万円</u> 以上 <u>520万円</u> 未満   | <u>1.90</u>                    |
| 第11段階 |           |       | 本人の合計所得金額が <u>520万円</u> 以上 <u>620万円</u> 未満   | <u>2.10</u>                    |
| 第12段階 |           |       | 本人の合計所得金額が <u>620万円</u> 以上 <u>720万円</u> 未満   | <u>2.30</u>                    |
| 第13段階 |           |       | 本人の合計所得金額が <u>720万円</u> 以上                   | <u>2.40</u>                    |

◇第1号保険料負担における低所得者の保険料上昇の抑制に向け、公費による軽減割合が次のように設定されています。

- ・第1段階:0.455⇒0.285 に軽減
- ・第2段階:0.685⇒0.485 に軽減
- ・第3段階:0.69⇒0.685 に軽減

※今後、制度改正等により、軽減の内容が変更になる場合があります。

#### (4) 保険料収納必要額

保険料収納必要額は、第9期において第1号被保険者が負担する保険料として確保する必要がある金額で、4億7,500万円程度を見込んでいます。

| 区 分<br>(単位:円)                                | 第9期                |             |             |             |
|----------------------------------------------|--------------------|-------------|-------------|-------------|
|                                              | 合 計                | 令和6年度       | 令和7年度       | 令和8年度       |
| 標準給付費見込額(A)                                  | 1,935,602,223      | 640,480,017 | 646,555,174 | 648,567,032 |
| 地域支援事業費(B)                                   | 42,155,952         | 14,053,983  | 14,049,529  | 14,052,440  |
| 第1号被保険者負担分相当額(D)<br>※D=(A+B)×0.23            | 454,884,380        | 150,542,820 | 151,939,082 | 152,402,479 |
| 調整交付金相当額(E)                                  | 97,176,278         | 32,156,150  | 32,459,698  | 32,560,430  |
| 調整交付金見込額(F)                                  | 40,098,000         | 13,699,000  | 13,179,000  | 13,220,000  |
| 財政安定化基金拠出金見込額(G)                             | 0                  |             |             |             |
| 財政安定化基金償還金(H)                                | 0                  |             |             |             |
| 準備基金取崩額(I)                                   | 28,800,000         |             |             |             |
| 審査支払手数料差引額(J)                                | 0                  | 0           | 0           | 0           |
| 市町村特別給付費等(K)                                 | 0                  | 0           | 0           | 0           |
| 市町村相互財政安定化事業負担額(L)                           | 0                  |             |             |             |
| 保険者機能強化推進交付金等の交付見込額(M)                       | 8,298,000          |             |             |             |
| <b>保険料収納必要額(N)</b><br>※N=D+E-F+G+H-I+J+K+L-M | <b>474,864,658</b> |             |             |             |
| 予定収納率(O)                                     | 99.31%             |             |             |             |
| 所得段階別加入割合補正後の被保険者数(P)                        | 5,947              |             |             |             |

- ◇「調整交付金」は、保険者ごとの介護保険財政の調整を行うため、全国ベースで標準給付費見込額の5%相当分を交付する仕組み。第1号被保険者に占める後期高齢者の割合と所得段階別被保険者割合の全国平均との格差にもとづいて、交付割合が保険者ごとに補正される
- ◇「財政安定化基金」は、市町村の介護保険財政が保険料収納率の低下や介護給付費の増加などで赤字になることを回避し、市町村の介護保険財政の安定を図るために都道府県が設置する基金
- ◇「準備基金」は、中期財政運営期間中に生じた剰余金を積み立て、給付費に不足を生じた場合等の財源に充当する資金
- ◇「審査支払手数料」は、保険者から国民健康保険団体連合会が委託を受けて実施する、介護サービス事業所等からの介護給付費の請求に関する審査支払業務の手数料
- ◇「市町村特別給付」は、要介護・要支援者等に対して介護保険法で定められている保険給付以外に市町村が独自で行う給付
- ◇「市町村相互財政安定化事業」は、複数の市町村が相互に財政の安定化を図ることを目的に調整保険料率を基準として財政調整を行うもの
- ◇「保険者機能強化推進交付金等」は、市町村や都道府県のような取組の達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、市町村や都道府県の高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するための自治体への財政的インセンティブとしての交付金

## (5) 介護保険料基準額

第9期における第1号被保険者の保険料収納必要額(月額)の見込みは 7,107 円となっています。  
 これまでの介護保険事業特別会計において発生した余剰金等により準備基金の積み立てができていること等を踏まえ、その一部を取り崩すことで、保険料基準額(月額)については、第8期から300円増の6,700円に設定することとします。

| (単位:円)                                  | 第9期     |        | 【参考】第14期 |        |
|-----------------------------------------|---------|--------|----------|--------|
|                                         | 令和6~8年度 |        | 令和22年度   |        |
|                                         | 金 額     | 構成比(%) | 金 額      | 構成比(%) |
| 総給付費(A)                                 | 6,746   | 94.9%  | 8,654    | 94.6%  |
| 在宅サービス                                  | 3,879   | 54.6%  | 4,985    | 54.5%  |
| 居住系サービス                                 | 455     | 6.4%   | 568      | 6.2%   |
| 施設サービス                                  | 2,412   | 33.9%  | 3,101    | 33.9%  |
| その他給付費(B)                               | 341     | 4.8%   | 458      | 5.0%   |
| 地域支援事業費(C)                              | 137     | 1.9%   | 154      | 1.7%   |
| 財政安定化基金(拠出金見込額+償還金)(D)                  | 0       | 0.0%   | 0        | 0.0%   |
| 市町村特別給付費等(E)<br>※保険者機能強化推進交付金等の交付見込額を含む | -117    | -1.6%  | -119     | -1.3%  |
| 保険料収納必要額(月額)(F)<br>※F=A+B+C+D+E         | 7,107   | 100.0% | 9,145    | 100.0% |
| 準備基金取崩額(G)                              | 406     | 5.7%   | 0        | 0.0%   |
| 保険料基準額(月額)(H)<br>※H=F-G                 | 6,700   | 94.3%  | 9,145    | 100.0% |

※四捨五入の関係で合計と内訳が一致しない場合があります

## (6) 所得段階別介護保険料

各所得段階の保険料額は次のような額となります。

(単位:円)

| 所得<br>段階  | 課税区分等             |           | 基準額に<br>対する<br>割合                                    | 保険料              |                  |                    |
|-----------|-------------------|-----------|------------------------------------------------------|------------------|------------------|--------------------|
|           |                   |           |                                                      | 月 額              | 年 額              |                    |
| 第1<br>段階  | 本人が<br>住民税<br>非課税 | 世帯<br>非課税 | 生活保護、老齢福祉年金受給、または<br>本人の課税年金収入額と合計所得金<br>額の合計が80万円以下 | 0.455<br>(0.285) | 3,049<br>(1,910) | 36,588<br>(22,920) |
| 第2<br>段階  |                   |           | 本人の課税年金収入額と合計所得金<br>額の合計が80万円超120万円以下                | 0.685<br>(0.485) | 4,590<br>(3,250) | 55,080<br>(39,000) |
| 第3<br>段階  |                   |           | 本人の課税年金収入額と合計所得金<br>額の合計が120万円超                      | 0.69<br>(0.685)  | 4,623<br>(4,590) | 55,476<br>(55,080) |
| 第4<br>段階  |                   | 世帯<br>課税  | 本人の課税年金収入額と合計所得金<br>額の合計が80万円以下                      | 0.90             | 6,030            | 72,360             |
| 第5<br>段階  |                   |           | 本人の課税年金収入額と合計所得金<br>額の合計が80万円超                       | 1.00             | 6,700            | 80,400             |
| 第6<br>段階  | 本人が<br>住民税<br>課税  |           | 本人の合計所得金額が120万円未満                                    | 1.20             | 8,040            | 96,480             |
| 第7<br>段階  |                   |           | 本人の合計所得金額が120万円以上<br>210万円未満                         | 1.30             | 8,710            | 104,520            |
| 第8<br>段階  |                   |           | 本人の合計所得金額が210万円以上<br>320万円未満                         | 1.50             | 10,050           | 120,600            |
| 第9<br>段階  |                   |           | 本人の合計所得金額が320万円以上<br>420万円未満                         | 1.70             | 11,390           | 136,680            |
| 第10<br>段階 |                   |           | 本人の合計所得金額が420万円以上<br>520万円未満                         | 1.90             | 12,730           | 152,760            |
| 第11<br>段階 |                   |           | 本人の合計所得金額が520万円以上<br>620万円未満                         | 2.10             | 14,070           | 168,840            |
| 第12<br>段階 |                   |           | 本人の合計所得金額が620万円以上<br>720万円未満                         | 2.30             | 15,410           | 184,920            |
| 第13<br>段階 |                   |           | 本人の合計所得金額が720万円以上                                    | 2.40             | 16,080           | 192,960            |

## 第6章 計画の推進体制

### 1 計画の推進体制の整備

高齢者やその家族に対する相談・情報の提供や適切な介護基盤整備に向けて、地域包括支援センター、介護サービス事業者、社会福祉協議会等との連携体制の構築に努めます。

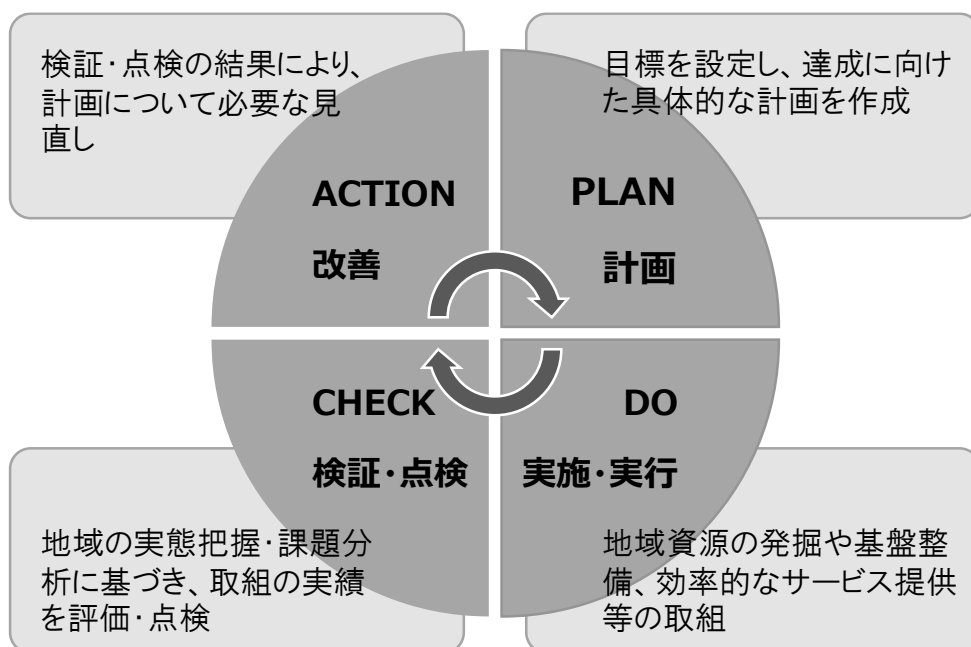
行政内部においては保健・医療・福祉・教育分野に加え、企画・総務部局や交通部局等とも連携し、体制強化や業務の効率化を図るとともに、高齢者向け住まいの質の確保や適切な介護基盤整備に向けた県との連携等についても推進していきます。

また、在宅医療や在宅看取り等のニーズに対応するため、保健・医療との連携強化に向けて、地域ケア会議等における多職種による検討の強化を図ります。

さらに、保険給付等の実態把握においては、データ利活用にあたって個人情報の取扱いへの配慮等を含めた活用促進を図るための環境整備に努めます。

### 2 計画の進捗管理と評価・点検

本計画に基づき、施策の実現が図れるよう、定期的に事業の達成状況を把握し、PDCAサイクルに従い進捗管理を行うとともに、目標量などを設定している事業はその達成状況について評価を行います。



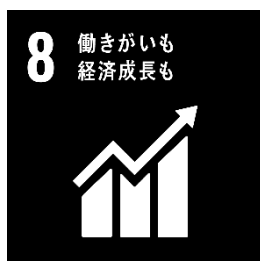
### 3 S D G s（持続可能な開発目標）との関係

SDGsとは「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、国連加盟193か国が令和12年までに達成すべき目標として、平成27年9月の国連サミットで採択された、包括的な17のゴール（目標）とその下位目標である169のターゲットにより構成される国際目標です。

SDGsは、格差の問題、持続可能な消費や生産、気候変動対策など、先進国が国内で取り組まなければならない課題を含む、すべての国に適用される普遍的（ユニバーサル）な目標であり、地方自治体の各種計画等においても、SDGsの要素を最大限反映させることが求められています。

本計画に示す施策や事業の推進においても、SDGsの達成を意識しながら、取り組むこととします。

#### ■ 本計画に主に関係するS D G sのゴール（目標）





# 資料編

## (1) 計画の策定経過等

### ■ 豊郷町介護保険事業計画策定委員会設置要綱

(平成 20 年 10 月 7 日告示第 40 号)

改正 令和元年 10 月 1 日告示第 29 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、豊郷町介護保険制度の円滑な実施を図るため、人格の尊厳および選択の自由を尊重した、利用者本位の介護サービスを提供する体制の確保が計画的に図られることを目的とする。

(設置)

第 2 条 本町に豊郷町介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 3 条 委員会は次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 豊郷町介護保険事業計画（以下「計画」という。）の素案の策定に関すること。
- (2) 計画の進捗状況の点検や運営上の課題の検討に関すること。
- (3) その他目的達成のために必要な事項に関すること。

(組織)

第 4 条 委員会は、委員 6 名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保健医療関係を代表する者
- (3) 福祉関係を代表する者
- (4) 被保険者を代表する者
- (5) その他町長が適当と認める者

3 委員の任期は、委嘱した日から介護保険事業計画等の策定が終了する年度までとする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 委員会に会長および副会長各 1 名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、委員会を代表し会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、会長が必要であると認めたとき召集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があるときは、関係者の出席を求めてその意見または説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、豊郷町介護保険主管課で処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。ただし、平成20年度の委嘱については、平成20年6月1日より適用する。

附 則(令和元年10月1日告示第29号)

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

■ 豊郷町高齢者保健福祉計画および第9期介護保険事業計画策定委員会委員名簿

| 役 職  | 氏 名    | 所 属 団 体 等          |
|------|--------|--------------------|
| 委員長  | 竹葉 智至  | 医療法人 たけは内科医院       |
| 副委員長 | 岡村 明子  | 学識経験者              |
|      | 高橋 淳   | 社会福祉法人 豊郷町社会福祉協議会  |
|      | 中川 和次  | 被保険者代表             |
|      | 竹川 富美子 | 被保険者代表             |
|      | 菅原 幸一  | 介護老人保健施設 パストラルとよさと |

■ 計画の策定経過

| 年 度 | 月／日           | 内 容                                                                                             |
|-----|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| R4  | 1／16<br>～1／31 | 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査の実施                                                                    |
| R5  | 7／28          | ＜第1回高齢者保健福祉計画および第9期介護保険事業計画策定委員会＞<br>◇次期計画策定の考え方について<br>◇次期計画策定にかかるアンケート調査結果について                |
|     | 10／30         | ＜第2回高齢者保健福祉計画および第9期介護保険事業計画策定委員会＞<br>◇現計画の評価まとめ・地域分析報告について<br>◇高齢者保健福祉計画および第9期介護保険事業計画（骨子案）について |
|     | 12／11         | ＜第3回高齢者保健福祉計画および第9期介護保険事業計画策定委員会＞<br>◇高齢者保健福祉計画および第9期介護保険事業計画（素案）について<br>◇パブリックコメントについて         |
|     | 12／18<br>～1／9 | パブリックコメントの実施                                                                                    |
|     | 1／29          | ＜第4回高齢者保健福祉計画および第9期介護保険事業計画策定委員会＞<br>◇パブリックコメントの結果について<br>◇高齢者保健福祉計画および第9期介護保険事業計画（原案）について      |

## (2) 用語の説明

計画の本文中における専門用語等の用語説明を、五十音順に掲載します。

| 用 語             | 用語の説明                                                                                                                       | 初 出 |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| <b>【あ行】</b>     |                                                                                                                             |     |
| ICT             | 「Information and Communication Technology (情報通信技術)」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを指します。情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称。 | P34 |
| NPO (特定非営利活動法人) | 様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。                                                                               | P23 |
| <b>【か行】</b>     |                                                                                                                             |     |
| 介護給付適正化システム     | 通常の介護給付費審査で検出困難な不適切もしくは不正な事業所や利用者を発見し、給付の適正化に活用していくための資料を提供することを目的に、国民健康保険団体連合会が運用しているシステム。                                 | P34 |
| 介護支援専門員         | 介護保険法に規定された専門職で、居宅介護支援事業所や介護保険施設に必置とされている職種。一般にケアマネジャーとも呼ばれる。                                                               | P22 |
| 協議体             | 地域住民が主体となり、各地域(日常生活圏域等)におけるコーディネーターと生活支援・介護予防サービス提供者が主体等となり、情報共有および連携強化の場として中核となるネットワークのこと。                                 | P19 |
| 業務継続計画 (BCP)    | 災害時に行政や事業所が被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下で優先的に実施すべき業務(非常時優先業務)を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画。                  | P30 |
| 健康寿命            | WHOが平成12年に提唱した新しい指標で、平均寿命から寝たきりや認知症など介護状態の期間を差し引いた期間のこと。                                                                    | P10 |
| 国立社会保障・人口問題研究所  | 厚生労働省に所属する国立の研究機関。人口や世帯の動向を捉えるとともに、内外の社会保障政策や制度についての研究を行っている。                                                               | P1  |
| <b>【さ行】</b>     |                                                                                                                             |     |
| 生活支援コーディネーター    | 生活支援サービスの充実および高齢者の社会参加に向けて、ボランティア等の生活支援・介護予防の担い手の養成・発掘など地域資源の開発や地域のニーズと地域支援のマッチングなどを行う人のこと。                                 | P19 |

| 用 語              | 用語の説明                                                                                                                            | 初 出 |
|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 滋賀県レイカディア大学      | 60歳以上のシニアの方々が集い、学ぶ場。卒業生は、それぞれの地域でボランティアや仲間づくりなどの地域活動を行っている。                                                                      | P27 |
| 重層的支援体制整備事業      | 市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する事業。                         | P23 |
| セルフ・ネグレクト        | 身体のケアなど、生活する上で必要なことをしなかったり、する力がなく、自分に関心が持てなくなる状態。                                                                                | P31 |
| <b>【た行】</b>      |                                                                                                                                  |     |
| 団塊ジュニア世代         | 昭和46年から49年に生まれた世代のこと。第二次ベビーブーム世代とも呼ばれる。                                                                                          | P1  |
| 地域ケア会議           | 地域包括ケアシステムを推進していくために、地域における多様な社会資源の調整を行い、解決困難な問題や、広域的な支援体制の整備を図ることを目的に設置された会議。                                                   | P18 |
| 地域共生社会           | 制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。                    | P31 |
| 地域包括ケア「見える化」システム | 介護保険事業計画の策定・実行に向けて、厚生労働省が各市区町村の「介護・医療の現状分析・課題抽出支援」「課題解決のための取組事例の共有・施策検討支援」「介護サービス見込み量等の将来推計支援」「介護・医療関連計画の実行管理支援」等を目的として提供するシステム。 | P35 |
| <b>【な行】</b>      |                                                                                                                                  |     |
| 認知症キャラバン・メイト     | 認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」を開催し、講師役を務める人のことで、キャラバン・メイトになるためには所定のキャラバン・メイト研修を受講し登録する必要がある。                                        | P30 |
| 認知症ケアパス          | 認知症の人の生活機能障害の進行に合わせ、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるのかを認知症の人とその家族に示したもの。                                                          | P30 |
| 認知症サポーター         | 認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者となるための「認知症サポーター養成講座」を受講した人のこと。                                                                      | P19 |

| 用 語          | 用語の説明                                                                                  | 初 出 |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| <b>【は行】</b>  |                                                                                        |     |
| パブリックコメント    | 行政機関が政策等を策定する際にその案を広く住民に公表し、寄せられた意見等を考慮し最終的な意思決定を行うという一連の手続き。                          | P3  |
| ハラスメント       | 人に対する「嫌がらせ」や「いじめ」などの迷惑行為のこと。                                                           | P34 |
| PDCAサイクル     | Plan（計画）・Do（実行）・Check（評価）・Action（改善）を繰り返すことによって、生産管理や品質管理などの管理業務を継続的に改善していく手法のこと。      | P26 |
| フレイル         | 日本老年医学会が平成26年に提唱した概念で、「Frailty（虚弱）」の日本語訳。健康な状態と要介護状態の間に位置し、身体的機能や認知機能の低下がみられる状態のことを示す。 | P16 |
| <b>【ま行】</b>  |                                                                                        |     |
| メタボリックシンドローム | 運動不足・食べすぎなどの積み重ね等による内臓脂肪型肥満をきっかけに、脂質異常、高血糖、高血圧となる状態。                                   | P25 |
| <b>【や行】</b>  |                                                                                        |     |
| ヤングケアラー      | 本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。                                             | P23 |

---

**豊郷町 高齢者保健福祉計画および第9期介護保険事業計画**

令和6年3月発行

発行／豊郷町

〒529-1169 滋賀県犬上郡豊郷町石畑 375 番地

TEL 0749-35-8111（代表）

H P <https://www.town.toyosato.shiga.jp/>

---